研究紀要1

1983

山梨県立考古博物館
山梨県埋蔵文化財センター

序

当博物館・埋蔵文化財センターでは、職員の日頃の研究成果の一端を『研究紀要』として公表することとなり、このたびその創刊号が発行の運びとなりました。

本号には次の３篇を収載いたしました。まず坂本美夫「甲斐の郡（評）郷制」は、従来部分的にはとにかく、全県的にはもっぱら地名の遺称に依拠する人文地理学的考察に終始してきた「和名抄」の郷名比定を、古墳及び土師遺跡の分布調査という考古学的視点に基づいて再検討したもので、「和名抄」の郷記載の順序についても見解を提示しております。次に新津健「金生遺跡発見の中空土偶と２号配石」は、縄文時代後・晩期の顕著な遺構として国史跡に指定された金生遺跡から出土し、その特異な形状で注目を受けている大形中空土偶について、出土状況や伴出遺物等を初めて明らかにしたもので、この土偶のもつ性格について興味ある見解を提示しております。また小野正文「縄文時代早期・前期初頭の土器について」は、山梨県における縄文時代早期・前期初頭の土器の編年を、釈迦堂遺跡群出土の土器を中心に考察し、神之木台式土器及び下吉井式土器の各段階に位置づけ、従前山梨県では空白であったこの期の編年を明らかにしようと試みたものであります。

以上３篇、いずれも中間的、予察的研究であり、なお今後の精密な調査研究の成果にまつべき点が多々あると存じますが、情熱的・意欲的にまとめたもので、学界に裨益するところ少くないと信じます。各位の忌憚のないご批判・ご叱正をいただければ幸甚です。

１９８４年３月

山梨県立考古博物館館長
山梨県埋蔵文化財センター所長
磯　貝　正　義

目　　次

序 …… 磯　貝　正　義

甲斐の郡（評）郷制
坂　本　美　夫 …… 1

金生遺跡発見の中空土偶と2号配石
新　津　　健 …… 25

縄文時代早期・前期初頭の土器について
－釈迦堂遺跡群を中心として－
小　野　正　文 …… 41

甲斐の郡（評）郷制

坂本美夫

1　はじめに

本県の郡（評）郷制に関する研究、特に郷の位置比定は、これまでに多くの論考が発表されてきている。その方法は『和名類聚抄』（以下『和名抄』とする）記載の郡郷名についてその遺称と考えられる地名から検討する人文地理学を中心としたものであったといえる。これに対して考古学からの追究は、どうであったかというと、全くなかったというわけではない。しかし、その対象がごく限られた地域に限定せざるを得なかった状況下にあったため、広く全県下に亘って検討がなされたことはなく、人文地理学が郡郷制の研究を終始リードしてきたことになる。この人文地理学からの研究は、それなりに多くの成果をあげ、今日ではほぼ固定化の方向にあり、その頂点に達した状況といえよう。だが今なお郷の遺称をめぐり二転三転して問題点を残すのも見られる。郡境についても特に八代郡と山梨郡との間には、御坂町国衙の帰属郡郷をめぐって微妙な問題が存在し、未解決のままの状態にある。当然これには甲斐国府の移転問題も係りを持つことになろう。

この様な中で昭和47年以降になると、本県においても奈良、平安時代の遺跡の分布調査の進展や、遺跡の調査例の増加によって、遺構、遺物の面から当時の様相の一端が急速に明らかにされつつあり、文献資料との対比検討がなされるべき時期にさしかかったといえる。最近も高根町・湯沢遺跡、甲府市・大坪遺跡、一宮町・松原遺跡などで大きな成果があり、特に大坪遺跡からは「甲斐国山梨郡表門」と箆書きされた土師器の出土があり、文献資料と考古学資料とが直接対比される注目すべき発見となっている。

本稿では、『和名抄』記載の郷の位置比定を中心に考古学を通して追究してみたい。

2　郡（評）郷制の研究史

本県の郡（評）郷制に関する研究は、市町村史（誌）を含めれば相当量にのぼっている。このうちまず郡郷制に移行する以前の体制である評制について触れてみたい。大化改新によって国家の政治体制は大きく変り評制が実施され、やがて郡郷制へと移行するが、本県の評制に関する文献資料は皆無に近く、この面からの検討は行なわれていないのが現状である。最近「辻家文書」中の家系図に「山梨評造」なる文字が確認され（註１）本県評制に係る資料といえるが、これは改ざんあるいは意図的操作のない場合に限定されよう。と言うのは、評制・郡制に関して江戸時代後期の国学者が既に理解していた可能性があるという指摘があり、さらに明治時代の家系図の多くは「新たに当時の知識にもとずいて作られたものではなかろうか」という指摘も合せてなされ、そこには厳しい検討が必要となってこよう（註２）。

この点に関して考古学からの研究はどうであろう。評創設にあたっては、その地域の有力豪族層の勢力を十分考慮した上で実施されたものと考えられ、これからすると古墳の分布、内容が評制を理解する上で重要な視点となってくる。

本県の場合も、磯貝正義氏によって「当時の甲斐の中心地帯は、甲府盆地の東側、笛吹川とその支流域であった。この地方には『和名抄』の山梨郡十郷、八代郡五郷中四郷、巨麻郡等力、栗原、青沼三郷が集中しており、最も古くから開拓が進み人口が集中し、農業生産力の最も高い、いわば

甲斐の心臓部ともいうべき地域であった。国府や国分寺もこの地方にあり、条里制の遺構や古墳の分布も顕著である。恐らく国造をはじめとする古代豪族はこの地方に根拠を置いたであろうし、郡（評）制の創置にあたり、かれらは国中三郡の郡領（評造）の位置を占めたであろう」という指摘がされている（註３）。また橋本博文氏は甲府市、八代町、御坂町地域の巨大古墳の存在とその勢力、春日居町寺本廃寺の存在とそれを創建した春日居町地域の勢力を抽出し、その勢力は「後の郡領域につながる勢力」と結論づけ、本県評制への展望が把えられる（註４）。評制の明確化は『和名抄』記載の郷あるいは国衙の属する郡を検討する上で、極めて重要な視点となろう。

次に郡郷制に関する研究史に触れてみたい。郡郷制の研究は『和名抄』に記載されている４郡、31郷の位置がどこの地に比定されるかの追究に主眼があったことは既に述べたが、これは『和名抄』に郷の位置がまったく記載されていないことに原因があったといえる。その研究方法は地名に残る遺称を手がかりとしたもので、古くは江戸時代まで逆のぼり、現在に至るまで活発になされている。先の相当量の市町村史（誌）のほとんどが郷の比定に関して何らかの記述をしており、本県古代史の解明にさけては通れない課題であったといえる。

さて江戸時代の後期の文化11年、松平定能編の『甲斐国志』が本県郡郷制研究の出発点であったことは言うまでもない。本書には四郡の概説と各郡における郷の位置比定が行なわれており、以後研究の根幹となっている。その後昭和27年までに『大日本地名辞書』、『総合郷土研究』、『県政60年誌』などの郷すべてを扱った研究がなされた。このうち『大日本地名辞書』は特に優れた研究であり、『甲斐国志』に批判を加えつつ郷の比定を行なったものであった。しかし、『大日本地名辞書』を含めたこれら３者は、いずれも遺称を通しての研究であり、その枠を破ったものではなかった。そしてその内容も大局的には『甲斐国志』説を踏襲している。もっともその中にあって林戸、井上、玉井、大野、沼尾、八代、等力、栗原、相模郷などは、各研究者の比定地に大きな隔りが見られるものといえる。

昭和27年以降、現在に至るまでの間は、市町村史（誌）の刊行が活発になされ、郷の研究が市町村史（誌）に負うところが多くなってきた。このような中で注目すべきは上野晴朗氏の「遺跡の分布を度外視した現在村落の実態から眺めた地理的考察であり、そこに大きな矛盾があることはまぬがれない」と、従来の遺称を中心とした郷の研究に対する痛烈な批判がなされた（註５）ことである。それは対象地域が市町村ということで微細に観察されたことも一因であろうが、昭和24年以来の山梨市、七日子遺跡あるいは日下部遺跡などの土師遺跡の考古学調査の成果に立脚していることは誤りないところであろう。また磯貝正義氏も「考古学的遺跡、とくに土師遺跡の濃厚に残存する地域をかつての集落の遺構と考えても余り大きな誤差はないと思う」と遺跡との係りの上での検討が必要であることを指摘（註６）している。しかし、分布調査の進展しない市町村も多く、上野氏の指摘以降においても考古学的研究が必らずしも取入れられていったわけではなく、また取入れられたとしても全県を対象とするまでには至らなかった。

昭和27年以降の郷の比定に大きな進展があったものに山梨郡玉井郷と、巨麻郡栗原郷、同等力郷があげられる。玉井郷は『総合郷土研究』で指摘された「坪井、中村、平井、中川辺」が、その後の主流的比定地になってきた。栗原郷、等力郷については、昭和37年の磯貝正義氏の研究が群を抜いている。それはこれまでと違い山梨郡中に巨麻郡の栗原郷、等力郷の２郷が飛地として大きな政治的意味を持って存在するという興味ある見解の呈示であった。最も説得性のある見解で、遺称の面からの研究としては特例中の特例で、遺称面から得られた大きな成果といえよう（註７）。以後磯貝氏の説が固定化されている。

磯貝氏の論考以降は、大きな変動はないが、土師遺跡の調査の進展に伴ない、奈良・平安時代の土師器の様相、編年が明らかになりつつあり、遺称面の成果と考古学研究の成果との対照が今日的の課題となってきている。

3　評制について

郷の位置比定に少なからず係りを持つ、本県の評制がどのようなものであったのか若干の考察を加えてみたい。評制はかつての地方支配者層の権限の縮小をねらったものであるが、その創設には豪族層の力関係が反映されているといえよう。評は旧国造支配地域をそのまま評に移行したものと、いくつかに分割して評に移行したものとがあるという。前者は支配地が狭小でかつ有力な豪族が一系統の場合に考えられるといわれ（註８）、本県の場合は古墳の内容から後者に入るものではないかと考えられる。そこで力関係が最も反映されている古墳、特に後期古墳の規模の比較からその関係を抽出してみることにする。まず古墳の分布を見ると甲府盆地の縁辺部に展開され、中でも盆地南東の曽根丘陵から東方の金川、笛吹川流域の扇状地上、盆地北縁の山麓地帯および荒川の扇状地上の地域に濃厚な分布の見られることは周知のとおりである。これに対し、分布のやや稀薄となる地域として盆地西縁の釜無川右岸地域、八ケ岳南東麓地域、県東部の大月市周辺地域があげられ、分布の上でも勢力の格差が看取される。

第１表　後期古墳の石室規模（現存長）

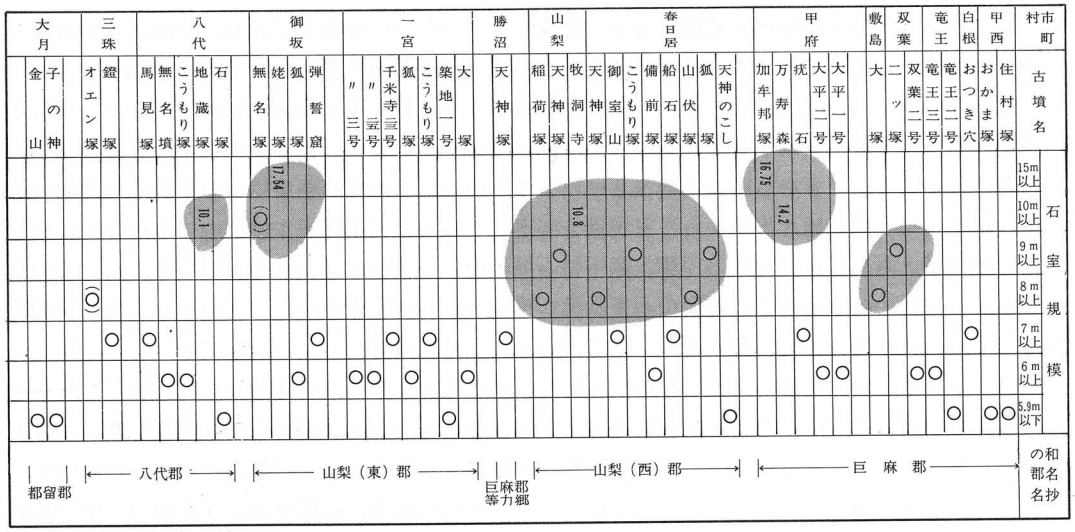

第１表は、本県後期古墳のおもだった古墳の石室規模であるが、全長15mを越す石室が２例みられる。金川扇状地上に立地する御坂町井之上の姥塚古墳と、荒川扇状地上に立地する甲府市湯村の加牟那塚古墳とである。いずれも本県はもちろん東日本でも屈指の大型の横穴式石室の古墳である。両者共に６世紀後半ごろに築造されたと考えられ、ほぼ同じころに盆地の東西に強力な勢力が存在したことになり、以後は潜在的勢力となったと考えられる。さらに加牟那塚古墳の近くには、本県第３位の石室規模をもつ万寿森古墳があり、加牟那塚古墳より若干先行するかと考えられ、この地域の勢力の順調な発展が把えられるとともに、有力な取り巻集団の存在が知られる（甲府北西部勢力）。姥塚古墳の周囲にも大型の横穴式石室であったと考えられる無名墳があり、甲府北西部勢

力同様に周囲に有力な取り巻き集団（註９）の存在が知られる（御坂勢力）。八代町にもこれらとほぼ同時期ごろと考えられる地蔵塚古墳が存在する。しかしその規模は大きいとはいえ姥塚古墳などに比べるとはるかに小さく、御坂勢力や甲府北西部勢力との間にはかなりの格差を認めねばならない（八代勢力）。

姥塚古墳、加牟那塚古墳からやや遅れた頃になるとこれらの勢力に対抗ないし拮抗できる勢力が見られてくる。春日居町から山梨市岩下にかけての笛吹川右岸に立地する春日居古墳群、岩下古墳群の存在であり、岩下古墳群中の牧洞寺古墳をはじめとして、古墳群中の個々の規模が相対的に大きい。しかも春日居古墳群の存在する春日居町には、寺本の地に法起寺式伽藍の寺本廃寺址があり、かつ春日居古墳群中の寺の前古墳、狐塚古墳からは仏具の銅鋺が発見され、寺本廃寺址との関係が窺がえる。これら古墳群を築造した勢力が寺本廃寺址を建立するまでの勢力に成長してきた（春日居勢力）。おそらく八代勢力を抜き、甲府北西部勢力、御坂勢力に比肩する強力な勢力といえる。このほか敷島町、双葉町、竜王町地域にかけても一大勢力が知られるが、飛び抜けた存在とはいえない（双葉勢力）。別角度の群集墳のありかたから千米寺古墳群、国分古墳群、四ツ塚古墳群などのある一宮町地域の勢力（一宮勢力）、横根古墳群～大蔵経寺山古墳群などの勢力（甲府北東部勢力）などの存在がある。なおこれほどの勢力とはいえないが、各地域に小規模の勢力の存在があることはもちろんのことである。

これに比べ郡内地方の古墳の石室規模は、盆地側と対照的な在り方を見せ全長15ｍを超える例はもちろんなく、10ｍを超える例もない。郡内地方の古墳の分布は桂川下流域にほとんどが集中していて、大月市大月以南の桂川上流域には全く確認されていないのが特徴である。下流域の古墳は大月市域の賑岡町強瀬子ノ神古墳、富浜町宮谷金山古墳、鳥沢金山古墳、上野原町の上野原古墳群（３基）、鶴川積石塚（２基）であり、このほか不確実なもの数ケ所が知られるにすぎない。これらの古墳のうち石室規模の判明しているのは子ノ神古墳の全長約５ｍ、宮谷金山古墳の全長約4.2ｍの２例のみである。いずれも第１表の5.9ｍ以下の規模で、盆地側の群集墳中の小規模の部類に該当する。さらに古墳の墳丘規模から石室規模を推定してみると、上野原古墳群中に全長25ｍばかりの前方後円墳と直径12ｍばかりの円墳、鶴川積石塚の中に一辺14ｍばかりの方墳があるが、この古墳規模からはせいぜい６～７ｍ程度の石室規模が推定されるにすぎない。いずれにしても石室規模からすれば、盆地勢力に比べ数段下のクラスといえよう（郡内勢力）。

以上のように６世紀後半の前後頃にかけて県内各地に有力な勢力の存在が知られたが、これら勢力の優劣を見るとその最上クラスが御坂勢力（姥塚古墳）、甲府北西部勢力（加牟那塚古墳）の潜在的勢力と春日居勢力（寺本廃寺址と春日居・岩下古墳群）の隆盛期の新興勢力ということになり、当然これらの中に国造がいたのであろう。次のクラスに八代勢力、双葉勢力、一宮勢力、甲府北東部勢力が位置づけられる。建評に際しては、これら最上クラスの勢力は当然に考慮されたものと考えられる。

本県の古墳分布は曽根丘陵から金川、笛吹川流域、荒川流域までの間に濃厚な分布が見られたが、これはとりもなおさずこの地域一帯が重要な地域にほかならないことを示している。本県の支配者勢力の弱体化を計るとするならば、この地域の分断こそが必要といえ、また大きな効果が期待できるであろう。

本県の郡制は『延喜式』や『和名抄』から山梨郡、八代郡、巨麻郡、都留郡の４郡の置かれていたことが分る。この４郡と古墳規模から抽出した最上クラスの勢力の分布を対照すると山梨郡の地域には春日居勢力と御坂勢力、巨麻郡の地域には甲府北西部勢力が分布することになる。これを見ると

一応は勢力地域の分断は計られたことになるが、最も古墳の分布の集中する地域である春日居勢力と御坂勢力とが温存されてしまい、これでは不十分な分割といえよう。もっとも御坂町地域に比定されている山梨郡井上郷については、『和名抄』に「甲斐国府は八代郡に在り」との記載から、御坂町国衙が国府と推定されていることと係りあって、両者の関係は今だ判然とせず、あるいは御坂勢力は八代郡に属するものかもしれない。いずれにしても春日居勢力と御坂勢力の分断は地方支配者の弱体化を計るためには不可欠な施策であり、この観点からすれば両勢力の分断があったと見るのが妥当な考え方といえ、当初から最有力クラスの地域割によって評が設置されたと考えるのが自然であろう。『和名抄』記載の山梨郡地域が春日居勢力、八代郡地域が御坂勢力、巨麻郡地域が甲府北西部勢力にそれぞれ分割され評が設置されたと推定しておきたい。そしてこの分割によって評制が郡制に移行するに際して、地域の再分割を必要としないほどに支配者層の勢力が弱体化されたと考えられるのではあるまいか。

都留郡について分析した結果からは、盆地勢力に比べて極端なまでの格差のあることが明らかになった。地勢的には秩父山系、御坂山系などによって盆地側と切り離され独立した格好は見せている。しかし古墳の内容からすればこの地域に一評を置くだけの規模には程遠いものがあろう。とすれば他評などの支配するところとなる訳で、位置的には御坂勢力ないし春日居勢力に属していたものと考えられる。しかし河口湖町から山中湖村にかけて古い時期の土師器の分布が若干知られているのみで、古墳は全く見られない。さらに古墳が見られない地域は富士吉田市から大月市大月の桂川上流域までに及び、そればかりでなくこの間の古墳時代とされている遺跡も極めて少ない。またこの古墳時代の遺跡はむしろ平安時代頃のものではないかとも推定されている。そうだとすると富士吉田市から大月市大月あたりまで古墳時代の遺跡が全く知られなくなり、あるいは極めて希薄な地域となり、この地域は古墳時代は空白の地ないしそれに近いものであったと考えざるを得ない。春日居勢力の場合にも中間地帯においてほぼ同じ傾向が認められている。一方、大月市大月以東の桂川下流域には前述の様な古墳が確実に存在し、さらに神奈川県内に入っても点々と古墳の分布が知られる。そしてこれらの古墳の中には極端な胴張の古墳が見られ、古墳の石室形態に武蔵系の影響が強く窺われる。このように見てくると、都留郡地方が御坂勢力などの影響下にあったと考えるよりは、むしろ相模側勢力の影響下にあった、すなわち古墳時代後期頃は都留郡地方の大月市以東は相武国の領域に入っていたと考えるのが当を得ているのではなかろうか。この点について既に文献の側から分析した磯貝正義氏の指摘がある。磯貝氏は郡内地方に分布する部民である矢作部、丈部、当麻部の分析を行ないこれら3つの部民階級が相模地方に顕著に存在している事実を抽出したうえで、これら「部民階級が笹子峠の険を越えて甲斐の国中地方と結ばれていたと考えるよりも、桂川の流れに沿って自然に相模地方と結ばれた可能性の方が大きいと考えるのが、より史料に忠実な解釈ではなかろうかと思う。そのことは7世紀以前（645年以前）の都留郡地域が甲斐国造の支配地域に属さず、むしろ相模国造の支配地域に含まれていたかも知れない大胆な仮説を提起する根拠にもなる』と指摘があり、また8世紀末の甲斐・相模両国間の国境論争はその仮説に力を貸すものであるかも知れないと述べている（註10）。郡の成立時期の是非の問題はあるとしても、この点は次の奈良時代の土器の様相にも認められ、8世紀前半は周辺地域の影響が強く8世紀第3四半世紀に盆地側の影響が強くなったことを指摘できる。文献で知られる最も古い時期のものは、天平宝字5年（761）の都留郡散仕矢作部宮麻呂の名前が見られる正倉院文書であるが、ほぼ同じころといえる。そこからは、8世紀第2四半世紀から第3四半世紀頃にかけて都留郡の成立があった、あるいは甲斐国への帰属はもう少し古い時期であったが、混沌とした状況が続き固定化できなかったも

のが、この時点で固定化の方向に向ったと考えることもできる。都留郡の帰属の状況に関し、奇しくも文献と考古学で把えた状況が、ほぼ一致することになった（第１図）。

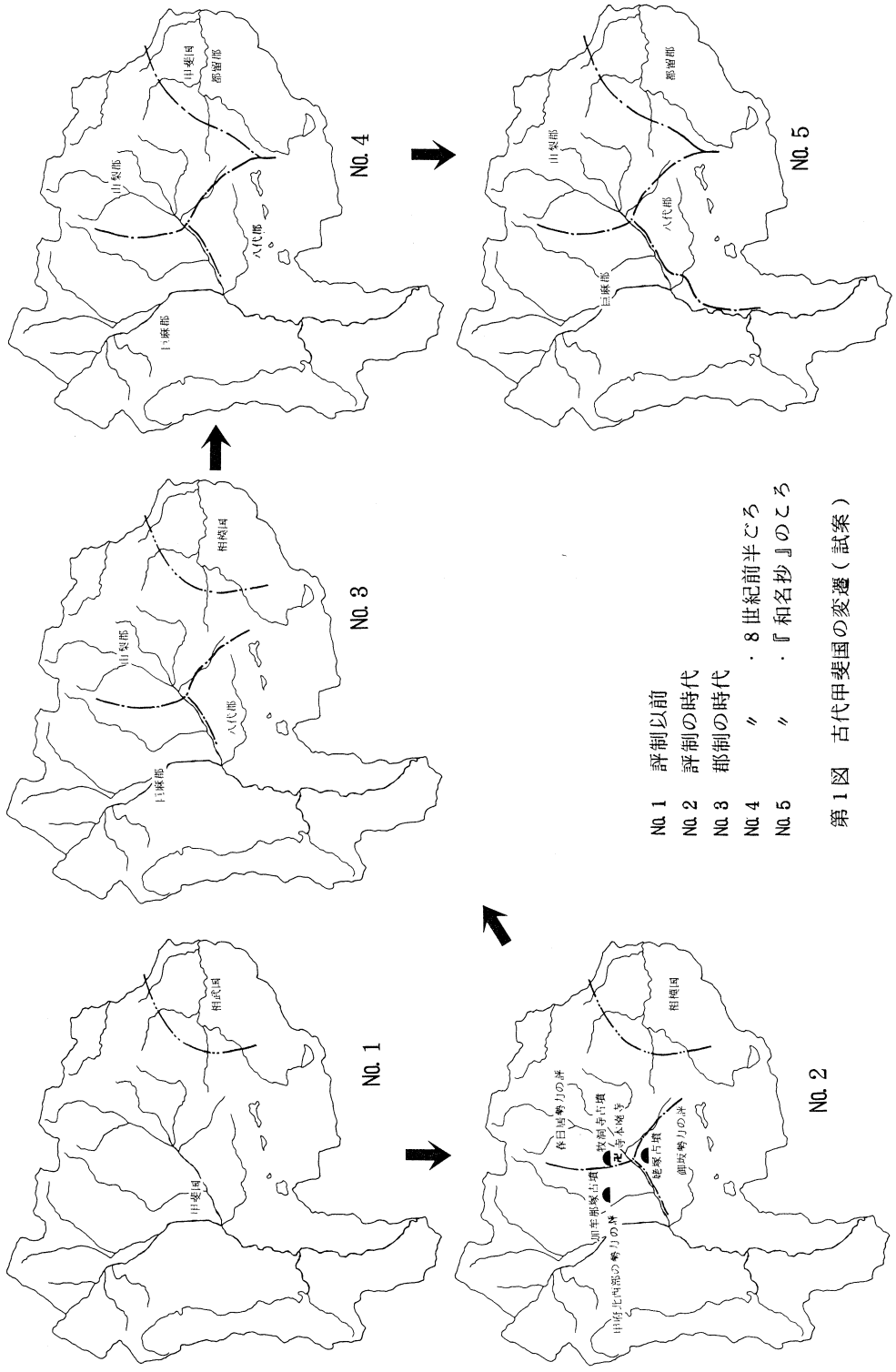

第１図　古代甲斐国の変遷（試案）

4　郷の比定と遺跡の分布

次に『和名抄』記載の郷の比定地につき、『甲斐国志』、『大日本地名辞書』、『県政60年誌』、『総合郷土研究』、磯貝正義氏の論考を中心に、またこれ以外の説が見られる場合にはそれも合せこれまでの成果について整理し、さらに過去おこなわれた分布調査や発掘調査などで得られた平安時代と考えられている遺跡（以後遺跡とあるものは平安時代の遺跡のこととする）の分布状況が、郷比定地にどの様に存在するのか概観してみたい。しかし分布調査の分析には限度があり、また郷の広がりがどの様になっていたのか、郷と郷の境がどこにあったかを見極めるのは不可能に近く、ここでは遺跡の集中地域（以下ブロック）と、『和名抄』成立期の土師器の有無によって郷の比定地を推定するにすぎない。

さて説の整理と遺跡の分布を概観する前に、まず『和名抄』成立期の土師器について触れておくことにする。成立期の土師器とは本県における奈良、平安時代土器編年のうちのⅩ期にあたるもので、10世紀第２四半世紀に比定され『和名抄』成立時期の直接の土器型式である。しかし年代観については相対的なもので、多少の前後を考えておく必要があり、前後の型式を含めたⅨ期、Ⅹ期、Ⅺ期の土器をもって『和名抄』成立期の土器と規定しておきたい。具体的には、甲斐型土器の隆盛となる時期であり、その中の２期第２小期から３期第１小期の土器の使用された期間といえる。この土器を持つ住居址、集落址が『和名抄』記載の郷の一部を形成することになり、欠く場合はそれ以前の廃絶ないし以後の成立を意味することになる（論末土師器編年図参照）。

山梨郡

於曽、能呂、林戸、井上、玉井、石禾、表門、山梨、加美、大野の諸郷があり、『和名抄』はこのうちの前５郷を山梨東郡、後５郷を山梨西郡とに細く分けて記載している。

於曽郷

於曽郷の位置については、若干の出入はあるものの、塩山市於曽あたりを中心とした地域で一致している。以後の市町村史（誌）もこれを踏襲している。遺跡の分布状況はまばらではあるが、下於曽あたりに小規模ながらブロックが見られる。下於曽付近の土師器の内容は不明だが、西広門田の西田遺跡などから古墳時代や奈良時代の住居址や土師器、平安時代の土師器が確認されている。

能呂郷

東八代郡一宮町に北野呂、南野呂の地名がみられ、おおかたは野呂を中心とした一帯を想定している。これに対し『総合郷土研究』は重川以南で日川以北の山梨市栗原、東山梨郡勝沼町等々力、同勝沼を中心とした一帯を想定している。しかしこの一帯について磯貝正義氏は、巨麻郡栗原郷および等力郷を想定している。２説の想定地のいずれの地域にも遺跡が相当分布している。ただし山梨市栗原、勝沼町等々力付近の分布は後述する巨麻郡栗原郷、等力郷の説の遺跡分布と重なることになる。能呂付近には大切遺跡や釈迦堂遺跡においてⅨ期～Ⅺ期の土師期を出土する住居址が確認されている。

林戸郷

能呂郷の西で、大きくは東八代郡一宮町あたりが有力な説となっている。しかし一宮町の中でも『甲斐国志』、『総合郷土研究』は東原あたりを想定し、『大日本地名辞書』は一宮町の南部一帯を想定している。市町村史（誌）は、ほとんど一宮町説をとる。これとはまったく違った説としては、『県政60年誌』が御坂町あたりを想定している。一宮町付近一帯は遺跡の分布が濃厚で、東原付近に絞ってみても同じ傾向で北都塚から末木あたりにブロックが見られる。両ノ木神社遺跡、勝沼バ

イパスNo.313、317 地点、松原遺跡からⅨ～Ⅺ期の土師器を出土する住居址が多数発見され、郷の中心地とも推定できる状況である。最近松原遺跡から「林ア(＝部)[?]」、「石禾東」と墨書された10世紀前半代（Ⅸ～Ⅺ期）の土師器が確認されている。一方の御坂町説の場合にも遺跡の分布は濃厚であるものの、井上郷との比定地に重なってしまう。

井上郷

東八代郡御坂町に井之上の地名が見られる。『甲斐国志』は井之上を井上郷の故地とはみなさず、御坂町東部の黒駒あたりを想定し、『大日本地名辞書』は石禾郷の東、八代郷の北あたりで井之上を含めた御坂町中川以東の御坂町全域を想定している。市町村史（誌）は『大日本地名辞書』の説を踏襲している。これに対し『総合郷土研究』は一宮町南東部の神沢、塩田、市之蔵あたりを想定しており、『甲斐国志』に近い立場をとっている。御坂町説では国衙周辺と、下野原から栗合付近にブロックが見られる。最近調査された二の宮・姥塚遺跡からⅨ～Ⅺ期の住居址が多数確認されている。同じ御坂町説の中でも黒駒付近とする場合には、遺跡の分布は僅かに知られているにすぎない。一方の一宮町東南部の説では、東新居から市之蔵にかけて分布が認められ、北堀遺跡、笠木地蔵遺跡などからⅨ～Ⅺ期の住居址が確認されている。

玉井郷

遺称がみあたらず3説に分かれる。山梨市東南部から塩山市南部と塩山市北部を想定する説（『甲斐国志』、『大日本地名辞書』、『県政60年誌』）、東八代郡石和町平井・中川、一宮町坪井・中村のあたりを想定する説（『総合郷土研究』、磯貝正義）とがみられる。市町村史（誌）のほとんどが後者に従っている。前説の地域には遺跡の分布が相当見られるものの、大野郷、巨麻郡等力郷、栗原郷の想定地に重なっている。後者の場合にも相当の遺跡が知られ、石和町平井付近にブロックが見られ、勝沼バイパスNo.396地点でⅨ～Ⅺ期の住居址が確認されている。

石禾郷

東八代郡石和町があり、その遺称とされている。『甲斐国志』は林戸郷の西で石禾御厨のあったあたりを想定している。市町村史（誌）を含め、いずれの説も一致している。想定地の平等川と笛吹川とに挟まれた地域は、水害のため遺跡の分布が全く確認されていない状況であるが、同町地内の笛吹川左岸の日之出町、向町および松本あたりに遺跡が確認され、また笛吹川の川床からやや古い時期のものを主とした土師器の出土が知られている。

表門郷

甲府市和戸がその遺称とされている。『甲斐国志』は酒折の東南の旧和戸村あたりを想定しており、以後の各説もその周辺の里垣、玉諸あたりを含めた地域が入るものの、おおむね和戸付近を中心としたあたりとしている。市町村史（誌）はこれに従っている。遺跡は、甲府市横根町から石和町松本にかけての地域に相当な分布が見られる。この間に川田瓦窯址や大坪遺跡が存在する。大坪遺跡は地点をかえて2回の調査が実施され、生産址関係の遺跡と考えられている。さらに十郎川地点での調査によって10世紀初めと推定される土師器皿のみこみに「甲斐国山梨郡表門」の箆書きが発見され、地名を表わしたものだけに重要な意味を持つ。またあわせてⅨ～Ⅺ期の土師器も多量に出土している。

山梨郷

『甲斐国志』をはじめ、市町村史（誌）の多くは表門郷の北東にあたる東山梨郡春日居町から山梨市万力あたりの地域を想定しているが、『総合郷土研究』はその中でも南西寄りの石和町岡部（旧岡部村）と旧春日居村あたりの一帯を想定している。いずれの説の地域にも遺跡の分布が確認

されるが、春日居町鎮目から別田の間と、山梨市落合付近を中心とした地域にそれぞれ大きなブロックが見られる。春日居町のブロックに入る上町田遺跡、天神のこし古墳、寺の前古墳などからⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。

加美郷

山梨郷の北で、山梨市八幡・岩手・日下部あたりを想定する説が一般的である。わずかにさらに北寄りの東山梨郡牧丘町諏訪あたりも含める説もあるが、いずれにしても山梨市の北部を中心にする地域ということになる。想定地の山梨市北部には、小原東から石島あたりまでの間に遺跡のブロックが確認される。この中の日下部遺跡からはⅨ～Ⅺ期の住居址が確認されている。

大野郷

山梨市大野がその遺称とされている。『甲斐国志』は大野あたりを想定しているが、『大日本地名辞書』は加納岩村（現山梨市加納岩）に大野あるも形成符合せずとして、東山梨郡牧丘町西保・室伏あたりを想定している。『県政60年誌』は『甲斐国志』に近いが、『総合郷土研究』はこれら2者とも違う山梨郷と加美郷の間の春日居町寺本以北（旧春日居村）から山梨市山梨（旧山梨村）あたりを想定している。市町村史（誌）は山梨市大野の説に従っている。3説あるが中心の説である山梨市大野付近には遺跡のブロックが見られる。ただし中にⅨ～Ⅺ期の土師器が含まれているのかは判然としない。他説の牧丘町付近では遺跡の分布が顕著でないものの、古宿付近でⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。春日居町から山梨市西部付近にも遺跡のブロックが知られるが、これは山梨郷の比定地に重なっている。

八代郡

八代郡には長江、白井、沼尾、川合、八代の諸郷がある。

長江郷

東八代郡八代町永井が遺称とされている。八代町永井・御所あるいはやや広く増田～御所～岡あたりを想定しているものが多い。『境川村誌』はさらに東八代郡境川村石橋から大黒坂あたりまで広がると想定している。中心の八代町永井あたりに遺跡ブロックが確認できる。さらにその周辺の岡あるいは境川石橋付近にも小ブロックの分布が広がっている。御所小学校々庭からⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。

白井郷

東八代郡中道町白井が遺称と考えられている。中道町白井から境川村の南部あたりを想定する説が多い。『大日本地名辞書』はこれに中道町の南東部を含め、『六郷町誌』は中道町白井から向山あたりのやや南寄りの地域を想定するなど、若干の出入がある。中道町白井から境川村石橋にかけて遺跡のブロックが存在する。石橋条里遺跡ではⅨ～Ⅺ期の住居址が確認されている。白井以南は丘陵の続く地形となり、遺跡の分布は希薄な状況になる。丘陵下の平坦地では遺跡の存在はほとんど知られていない。この中で白井付近で僅かにⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。

沼尾郷

大きくは、白井郷と市川郷の間の地域ということで一致する。しかし東八代郡豊富村浅利付近（『甲斐国志』）、西八代郡市川大門町から三珠町付近（『大日本地名辞書』、『総合郷土研究』）、中道町柏と甲府市南部の二川、朝井付近（『県政60年誌』）を想定する説などがある。市町村史（誌）は、これらのいずれかに従うもので、定説は見られないようである。豊富村付近では丘陵上の木原から大鳥居にかけて、やや希薄であるが遺跡のブロックが存在する。丘陵下の平坦地では現在まで確認されていない。三珠町から市川大門町付近の場合、市川大門町地内でこれまでほとんど確認されて

いないばかりか、三珠町付近でも丘陵上に僅かに分布するにすぎない。Ⅸ～Ⅺ期の土師器の有無は判然としない。

川合郷

八代郡川合郷で、直接の遺称が見られず幾つかの説がある。富士川左岸の東河内（西八代郡六郷町～南巨摩郡南部町）付近（『大日本地名辞書』）、釜無川と笛吹川との合流する中巨摩郡玉穂村付近（『県政60年誌』）、笛吹川と金川との中間地帯の石和町河内付近（『国史辞典』）を想定するものがある。玉穂村付近および石和町河内付近では遺跡は全く確認されていない。しかし石和町河内付近の場合には笛吹川の川筋が変っていることからその可能性を残す。東河内付近の場合には六郷町で僅かにしかもⅨ～Ⅺ期以降の遺跡が確認されているにすぎない。

八代郷

東八代郡八代町の北部（旧八代村）付近を想定したものがほとんどで、最も有力の説といえる。さらにこれらの地域に国衙、錦、金生村（現御坂町）付近までとする説（『総合郷土研究』）がある。これは甲斐の国府は八代にあるという『和名抄』の記事からきているものと考えられる。もちろん国府とされる御坂町国衙に隣接して御坂町井上の地名が存在しており、複雑な状況が想定できる。磯貝正義氏は、「現在の東八代郡御坂町国衙は当時の国府跡と推定されている。当時の郡郷の配置からみて、ここは八代郡ではなく山梨郡井上郷あたりとするのがもっとも妥当な感じもするが、八代郡八代郷であったとしてもそれほど不合理ではない」と見解を述べている（註11）。八代町の北部一帯に遺跡のブロックが見られ、その中の高家からはⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。また御坂町を含めた場合にも御坂町地内には遺跡の大きなブロックが存在している。ただし井上郷の有力な比定地に重なっている。

巨麻郡

巨麻郡には等力、速見、栗原、青沼、真衣、大井、市川、川合、余戸の諸郷があり、山梨郡についで郷数が多い。

速見郷

ほとんどの説が、北巨摩郡明野村、須玉町、高根町、長坂町などの塩川およびその支流域一帯を想定しているが、『総合郷土研究』はそれより幾分北寄りの長坂町、小淵沢町付近を想定している。速見郷は塩川流域およびその支流域一帯の広大な地域が比定されているが、その地域の遺跡の分布状況は、3ケ所ほどのブロックを想定できる。一つは高根町箕輪以西から長坂町秋田以東、高根町五丁田以北で大泉西井出以南の地域である。この中の高根町青木北遺跡、大泉村・東原遺跡などから10世紀代の住居址が確認されている。須玉町から高根町南部地域にも小規模なブロックが見られ、須玉町・大豆生田遺跡、大小久保遺跡、高根町・湯沢遺跡ではⅨ～Ⅺ期の住居跡が確認されている。最も北寄りの長坂町～小淵沢町付近にも遺跡のブロックが存在する。この中の小淵沢町・上平井出遺跡、前田遺跡からⅨ～Ⅺ期の住居址が確認されている。

青沼郷

甲府市に東青沼町・西青沼町・新青沼町などの地名がかつては存在し、遺称と考えられている。甲府市を中心に中巨摩郡敷島町あたり一帯を比定している説がほとんどである。比定地のほとんどが市街地化されているためか、遺跡の顕著な分布は認められない。しかし甲府市朝気あたりから敷島町大下条あたりまでに点々と分布が見られる。このうち朝気遺跡からⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。

真衣郷

釜無川の上流地帯で、現在の韮崎市円野町、北巨摩郡武川村、白州町のあたりを想定する説がほ

とんどである。『延喜式』に見える甲斐国御牧の一つ真衣野牧の所在地で、郷名も牧が置かれたことから起ったものと考えられており、武川村牧ノ原はその遺称とされている。白州町地内には遺跡のブロックが見られる。Ⅸ～Ⅺ期の土師器の存在は判然としないが、Ⅺ期以降のものが幾つか確認されている。須恵器も一諸に採集されていることから、Ⅺ期以前の時期のものの存在も十分可能である。

大井郷

釜無川西岸の中巨摩郡櫛形町、甲西町、南巨摩郡増穂町、鰍沢町付近を想定している説がほとんどである。甲西町大井はその遺称とされる。これらの地域には遺跡のブロックが見られ、さらにこのブロックは秋山川を境に2つのブロックに分れる。北ブロックの甲西町・住村塚古墳、南ブロックの増穂町・平林遺跡からⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。なお南ブロックの存在する地域については、市川郷を比定する説がある。

余戸郷

後世の甘利庄といわれていた地方であり、釜無川右岸の韮崎市清哲町、神山、旭、大草、竜岡などの韮崎市南西部地域を想定するものがほとんどである。現在確認されている遺跡は韮崎市・清哲遺跡だけであるが、旭あるいは大草あたりにも土師器が少量であるものの分布があり、今後増加するものと考えられる。

川合郷

巨麻郡川合郷で、大きく2説がある。大勢を占めるのは南巨摩郡鰍沢町以南の中富町、身延町あたりの富士川西岸付近の西河内と呼ばれた地域を想定する説である。異説としては地勢から釜無川、笛吹川に挟った中巨摩郡田富町布施あたりとする説（『国史辞典』）がある。西河内付近および田富町付近とも遺跡の分布はほとんど知られていない。

市川郷

西八代郡市川大門町は、その遺称とされて市川大門町付近に想定する説が多い。このほかに青沼郷の南、甲府市南部から中巨摩郡玉穂村、田富町方面付近（『大日本地名辞書』）、釜無川西岸の南巨摩郡増穂町付近（『総合郷土研究』）を想定する説とがある。最近、磯貝正義氏は市川大門町付近を想定しつつも「山梨国法院領目録」（『平安遺文』2所収）に見られる市川庄の境界のありかたの検討から、市川庄は甲府市宮原町（旧鎌田村）の南で中巨摩郡玉穂村、田富町方面が想定され、『大日本地名辞書』の説に近くなり、今の市川大門町は市川庄の南辺にあたるという考えを呈示している（註12）。遺称とされる市川大門町付近は市街地化した部分が多く、現在までに遺跡の分布は知られない。また玉穂村、田富村付近についても地勢の影響もあろうが現在まで存在は確認されていない。一方、釜無川右岸の増穂町、鰍沢町付近には、一部大井郷の比定地に重なるものの遺跡の分布が確認されている。

等力郷

大きく3説ある。かつて中巨摩郡白根町百々をその遺称とし、白根町、八田村ないし櫛形町小笠原あたりまでを想定する『大日本地名辞書』、『県政60年誌』などの説が主流であった。このほかに『総合郷土研究』の釜無川と荒川の二川が合流する地域にあったが（註13）、二川の氾濫にあい埋没してしまったとする説がある。これら2説が県西部地域で展開されているのに対し、最近磯貝正義氏は東山梨郡勝沼町等々力を山梨市栗原とともにその遺称として、勝沼町等々力付近に等力郷を比定する注目すべき論考を提示した（註14）。現在この説が最も有力な説となっている。県西部の地域を想定した2説の白根町～櫛形町付近には、現在まで遺跡の分布は知られていない。最も有力な説となっている勝沼町等々力付近は遺跡の存在が知られているものの、その内容は判然としていない。

栗原郷

大きく4説ある。『日本地理資料』は北巨摩郡須玉町・高根町の一帯を想定、『大日本地名辞書』、『県政60年誌』は諸郷の配置より考えて韮崎市韮崎、穂坂の一帯を想定、『総合郷土研究』は等力郷同様に釜無川、荒川の合流するあたりで氾濫によって埋没したと想定する説などが古くより提示されている。磯貝正義氏は、山梨市栗原を勝沼町等々力とともに遺称として、山梨市栗原一帯を栗原郷に比定する新たな説を呈示し、現在これが最も有力な説となっている。北巨摩郡須玉町～高根町付近について遺跡の分布状況は、速見郷で述べたように濃厚な分布が知られ、また韮崎市、明野村付近にも遺跡が散見される。最も有力な説となっている山梨市栗原付近の状況は、ブロック状に存在することが確認されている。ただしその内容は判然としないようである。

都留郡

都留郡は現在の郡内地方にあり、相模、古郡、多良、賀美、征茂、都留、福地の諸郷がある。

相模郷

『甲斐名勝志』、『甲斐国志』、『日本地理志料』などの南都留郡秋山村、道志村一帯、『大日本地名辞書』の神奈川県津久井郡の地を想定する説があり、前説が大勢を占める。しかし磯貝正義氏は『大月市史』の中で、大日本地名辞書の説にすてがたいものがあり、郷と国境問題を別々に考えることができるのではないか、また当時の道志・秋山村方面に一郷をおくほどの集落があったかどうか、考古学調査にまつべきだとの指摘をおこなっている。秋山村、道志村付近には、小規模な遺跡が散見されるのみである。地続の神奈川県津久井郡に遺跡が分布するが、山梨県の土器がどのような在り方をしているかの解決が必要である。

古郡郷

北都留郡上野原町付近を想定するのが通説とされている。『甲斐国志』『大月市史』、『甲斐地名考』などがこの説である。このほか『大日本地名辞書』の都留市北部（旧禾生村、盛里村）一帯、『総合郷土研究』の大月市西部（駒橋、大月、初狩）一帯とする説がある。最近になって佐藤八郎氏は都留市禾生の古川渡を「ふるこおど」と読み、「こおど」＝郡で古郡戸と呼ばれるようになったとする説を出し、『大日本地名辞書』説の補強を行っている（註15）。比定地に希薄ではあるが遺跡の分布が認められる。しかし内容は判然としない。なお都留郷が置かれた場合には、古郡郷の範囲が極端に狭小になる。都留市北部の場合にも遺跡の分布は希薄な状態である。小形山堀ノ内遺跡からⅨ～Ⅺ期の住居址が確認されている。

福地郷

大月市鳥沢あたりを中心に富浜町、梁川町から猿橋町一帯までを想定する説がほとんどであり、異説はない。比定地における遺跡の存在は現在まで知られていない。しかし古墳と古墳時代の遺跡の分布が知られていることから可能性は残る。

多良郷

後の「田原郷」と呼ばれた一帯で、都留市谷村付近を想定する説がほとんどであって、異説はない。比定地において遺跡は現在まで知られていない。しかし古墳時代とされている遺跡の存在はあり、可能性は残る。

賀美郷

『甲斐国志』は、都留市十日市場から富士吉田市あたりの桂川の上流地帯を想定しているが、その後この説が踏襲され、異説はない。比定地付近には希薄ではあるが遺跡の存在が知られる。小明見～大明見に小ブロック、竜ケ丘～旭町に小ブロックが認められる。市街地化された部分が多いこ

とや、富士山の墳火などの条件があるわりには遺跡の存在が多い。一部にⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されている。富士吉田市の東に隣接する忍野村には、分布調査の結果28ケ所におよぶ遺跡が発見され、ブロックが確認できる。

征茂郷

大きく2説がある。『甲斐国志』は南都留郡丹波山村、小菅村一帯を想定している。これに対して『甲斐名勝志』は大月市大月町あたりを想定しているが、後説を支持するものが多数を占め、『大月市史』も後説である。丹波山村、小菅村付近では、遺跡は確認されていない。しかし古墳時代から奈良時代とされる小規模な遺跡が数ケ所知られ、その可能性は残る。大月市付近の場合にも遺跡は確認できていない。しかし奈良時代とされる遺跡は認められており、その可能性は残る。

都留郷

古郡郷と福地郷との中間地帯で、北都留郡上野原町の西部と南部（旧大鶴、甲東、大目、厳、島田村）一帯を想定する説がほとんどで、異説はない。比定地にはやや希薄ではあるが遺跡の分布が見られ、ブロック状を形成する。しかしその内容は判然としない。また上野原町の西・南部地域とすると古郡郷との関係がでてくる。

5　郷の比定地の検討

『和名抄』に記載された郷がどこなのか、これまで出された説の整理、その比定地域と遺跡の存在状況を見てきた。一方、本県の郷に関する文献史料等は多くなく、例挙すれば次のようになる。

山梨郡可美里　和銅7年（714）＜正倉院宝物金青袋白絖墨書名＞

巨麻郡青沼郷　天平勝宝3年前後（751前後）＜正倉院宝物大孤児面袋白絖墨書名＞

巨麻郡栗原郷　天平宝字5年（761）＜正倉院文書甲斐国司解文＞

山梨郡加美郷　天平宝字8年（764）＜平城宮出土木簡＞

山梨郡石禾郷　元慶8年（884）＜三代実録＞

山梨郡表門郷　10世紀初頭＜大坪遺跡出土土師器皿箆書「甲斐国山梨郡表門」＞

しかし、これら資料は郷の存在したことを裏付けるが、『和名抄』同様にどこに所在したかを明らかにしていない。説の比定地に遺跡の分布があるものか否か見てきたが、その結果複雑に絡むものが多く郷比定がいかに難しいものであるかが分った。ここでは遺跡の分布から見た郷の比定を、先学の導によりながら検討を加えていきたい。

山梨郡は最も郷の集中している地域で、それなりに遺跡の分布も濃厚に見られ、どの地域でも郷の成立しそうな状況にある。だがこの様な状況とはいえそれなりに遺跡の集中している地域があり、於曽、能呂、林戸、井上、玉井の山梨東郡の諸郷はこれまでの最も有力な説と合致している。また能呂以下玉井郷まで『和名抄』成立期の住居址、土師器などが確認され、郷の一角の存在が確実といえる。しかし有力の説と一致するからといって、全く問題がない訳ではない。於曽郷は遺跡の分布から見るかぎりやや希薄な状況であり、市街化された地域を含めたとしても、もう少し広範囲の地域を想定できるかもしれない。林戸郷は比定地域内の松原遺跡から「林戸□」、「石禾東」の墨書土器が出土しており、これらの持つ意義は大きいといえる。「林戸」の最後の一字がなににになるのか吟味されねばならないが、単純に考えた場合には位置を表わし、「林戸□」で林戸郷の位置が一宮町東原周辺であり、「石禾東」で林戸郷が石禾郷の東方にあると推定することもでき、現在の比定地の方角と一致する。林戸郷は一宮町地内にあることで有力な説は一致しているが、後述する八代郡井上郷との関係から、一宮町のほぼ全域に渡るものではなく、東原あたりを中心とする郷と考

えておきたい。

井上郷は現在集落名として残っているところに遺称との関係で切捨て難い状況にある。だが古墳の状況などからは、最も有力な説となっている井上郷に比定されている地域を、八代郷に比定するのが自然ではないだろうか。この点については八代郷のところで触れることにする。それでは井上郷を諸説のどこに比定するのかというと、『総合郷土研究』の比定地である一宮町東南部の塩田～市之蔵を中心とする地域を想定しておきたい。玉井郷を金川の下流域に比定するのが遺跡の分布状況から見て無難とするならば、井上郷を金川の上流地域に比定することが『和名抄』の記載順序によく合致しているのではないだろうか。

石禾、表門、山梨、加美、大野郷の山梨西郡の諸郷についても、有力な説となっている地域に遺跡の分布が集中するとともに、『和名抄』成立期の住居址、土師器などの確認されている例が多く、郷の一角の存在を裏付けている。

石禾郷は、水害により遺跡の分布状況が全く把握できないが、周辺の郷との比較からすれば西南側がやや延び過ぎているようである。八代郡川合郷との関係ということになるが、松原遺跡出土の「石禾東」なる墨書土器が位置を表わしているものとすれば、正に現在の石和町北東部が石禾郷と考えられる。そして石禾郷の一部とした石和町日之出町、向町付近の遺跡は八代郡川合郷に含まれる様な位置にもある。

表門郷は遺称（和戸）と遺跡の分布状況、それに年代の３者が合致する例で、確実に表門郷がその比定地に存在したと考えても間違いなく、本県で確認できる唯一の例であろう。

大野郷は現状の比定地域ではやや狭小な郷と考えられ、若干の拡大が考えられるかもしれない。もし栗原郷が現在最も有力な比定地となっている山梨市栗原辺以外の地域に想定できれば、この地域への拡大が可能となる。

山梨郷、加美郷は、現在有力となっている地域を比定するのが最もよいのではないだろうか。

八代郡は遺跡の分布の濃いところも見られるが、逆に希薄となっている地域も意外と多いようである。中道町以西が希薄となっている訳であるが、これには丘陵地帯となる地勢的な条件も関係していると考えられる。長江、白井、八代郷などは有力な比定地に相当な遺跡の分布があり、また『和名抄』成立期の土師器、住居址も確認されている。長江郷については、やや範囲が狭小な状況かと考えられ、若干の範囲の拡大があるのではなかろうか。もっとも白井郷と八代郷の中間に位置していることから、これら２郷との関係のうちで考えねばならない。白井郷は、中道町白井以西とした場合には遺跡の分布が丘陵上となり、しかも希薄となる傾向がみられ、むしろ境川村石橋あたりと強い関係をもったと見るのがよいのではなかろうか。とすれば長江郷の西側は固定化して、前述のように長江郷は狭小な郷になってしまうことになる。八代郷は、現在の八代町付近とするのが大勢を占めるが、古墳の分布などからすれば若干検討の余地がある。既に評制の創設の項で触れたように御坂町井上に所在する姥塚古墳に象徴される御坂勢力を『和名抄』でいう山梨郡に入るものとすると、春日居勢力と同一地域となり建評の目的にそぐわなくなり、むしろ両勢力の分断がなされて当然の状況にあるといえる。これから御坂勢力に分割された地域は、御坂町とそれに『和名抄』でいう八代郡の地域と考えられ、『甲斐の国府は八代郡に在る』という記事に合致することになる。また姥塚古墳の付近にある二の宮遺跡、姥塚遺跡は、550軒ほどの竪穴住居址が確認されたが、これは古墳時代の初めから平安時代の終りまで連綿と続いた伝統的な集落址と考えられ、その範囲は御坂町国衙を含めさらに周囲に広がりを見せており、姥塚古墳と切り離せない状況である。従って八代郷はすでに磯貝正義氏の指摘にあるように、八代町の一部を含む御坂町のほぼ全域を想定することが

可能であろう。沼尾郷についてはそれほど明確にできないが、遺跡の分布は中道町以西三珠町辺りまで見られ、このあたりを想定できる。しかし巨麻郡市川郷とされる市川大門町付近には土師器の遺跡がまったく確認されておらず、市川郷が三珠町辺りまで含まれるのか否かの問題は残る。川合郷については遺称がまったく見られず3説があるが、このうち富士川左岸の東河内説については、土師器の分布がほとんど見られず郷の成立は不可能といえる。また中巨摩郡玉穂村付近も地勢上の問題もあろうが、現在まで土師器の分布が確認されておらず、現時点での成立は不可能であり、また巨麻郡市川郷との兼合も考えねばならない。残る石和町河内説であるが、笛吹川がかつて現在の位置より西側を流れていたことがあり、また現笛吹川の河床からやや古手の土師器であるが出土が確認されており、郷がまったく成立できない状況ではない。さらに石禾郷がやや長大な傾向であり、これらを考え合せると石和町河内付近が有力な地域といえる。石和町日之出町、向田付近の遺跡はその一部かも知れない。

巨麻郡は、現在の面積では最も広い地域を持つ郡であるが、遺跡の分布は極めて集中性が高い地域といえる。速見郷、青沼郷、真衣郷、大井郷などの有力な想定地については、遺跡がブロック状に分布しており、かつ『和名抄』成立期の土師器、住居址が確認されており、郷の一角の存在したことは確実といえる。しかし全く問題がないという訳ではない。速見郷が存在したことを疑う余地はない訳だが、遺跡の分布状況に注目すべき点が見られる。分布地域が大きくは2ケ所、小さくすれば3ケ所ほどのブロックで存在し、そのブロックの一つが山梨郡や八代郡の一郷を優に超える規模にある。ブロック状になるのが分布調査の遅れとすると、調査が進むにつれて逆に規模の格差は大きくなるであろうから、この点に別の角度からの追究が必要となってこよう。高根町から大泉村、長坂町から小淵沢町、やや希薄となるが高根町から須玉町ないし韮崎市にかけてブロックの存在が知られ、従来はこれを一つの郷として把えていた。だが、その規模は八代郡の郷の3郷分位の規模といえる。遺跡の内容に矛盾があるのかというと、この地域で土師器を出土する遺跡の増加は9世紀後半ごろからであり、年代的には問題がなく速見郷のほかに2郷ぐらいが成立可能となる。もっとも小淵沢町から長坂町、高根町から須玉町ないし韮崎市にかけてはかつて前者を速見郷、後者を栗原郷に想定する説があり、1郷ずつを置いてもそれほど無理はない状況といえる。巨麻郡の郷の想定地で等力郷、栗原郷、川合郷の比定地を除き安定しているようである。このうち等力郷と栗原郷については山梨郡内への飛び地説が最も有力な説となっているが、八ケ岳山麓に十分な遺跡の分布ブロックがあることから、これら2郷の比定地としても矛盾はない。それは『和名抄』の速見郷から真衣郷までは現在の中巨摩以北の県北西部地域に比定がされている点から、等力郷、栗原郷をこの地域に置くことに無理はない。次に速見郷をこれまで最も有力な説の高根町から長坂町、大泉村付近に比定すると、等力郷、栗原郷をどの地域に比定するかの検討が必要であるが、この地域に等力郷、栗原郷の直接的な遺称は残っておらず、全く不明の状態である。ここでは栗原郷が高根町から韮崎市あたりとする説に従っておき、等力郷を小淵沢町から長坂町あたりに想定しておく。

真衣郷は、比定地域において分布調査の十分でない地域があり、現在最も北寄りの白州町地内にブロックが見られるのみである。表面採集から得られた資料では『和名抄』成立期以降のものが多く、白州町地内に限れば比較的新しい時期になって急激に発展した郷の一部といえる。郷名の興りとする真衣野牧が文献に最初に登場するのは天慶元年（938）のことであり、以後寛治元年(1087)まで真衣野牧の駒牽の記事が見られ、甲斐3牧のうち穂坂牧と共に最も長期に亘り存在しており、白州町地内に分布する土器の年代所見に近いものとなる。

余戸郷は後世の甘利庄がその遺称とされているが、遺跡の分布調査が十分でないため存在を明確

にできない。しかし韮崎市旭から大草辺に土師器の分布が見られることから、他の地域についても可能性があり今後の精査を待ちたい。

市川郷はその遺称とする市川大門町地内での遺跡の存在はこれまでほとんど知られていない。平地がほとんど市街地化されている点を考慮したとしても、分布調査の結果はそれなりの傾向を示していると考えられ、この地に郷の中心地を想定するのは無理があろう。磯貝氏がすでに指摘しているように笛吹川と釜無川の合流点あたりにかつて「市河庄」があり、現在の市川大門町は「市河庄」の南端とする説が有力となってこよう。これに三珠町地内の分布地域も係りを持つものかも知れない。

川合郷はその想定地に遺跡の分布がほとんど確認されておらず、郷の中心を置くことは不可能といえる。また南部町あたりに土師器の出土が知られているが、規模が小さく中心地とは成り得ない。かつて増穂町、鰍沢町付近を市川郷に想定した説があったが、大井郷に想定された地域の遺跡の分布状況がやや明白でないながらも南北ブロックに別れていて、これを分割してもなお1郷ずつを置ける状況と考えられる。市川郷ではないが増穂町・鰍沢町あたりに川合郷を想定することが可能であろう。「川合」とは川が合流する地域のことの意味と考えられるが、合流とは必らずしも川と川に挟まれた地域と考えることもなく、合流する地域を取り巻く外方の地域を考えてもよいのではないだろうか。すれば増穂町・鰍沢町付近はまさに後者にあたり地勢にも合致することになる。田富町付近の説は、地勢的制約があるとはいえ現状では成立不可能となる。

都留郡は遺跡の分布調査の濃淡と、桂川およびその支流の河岸段丘上に位置するためか盆地ほどのブロック状の分布は見られない。従って郷の想定地の是非を判断するような状況ではない。

古郡郷は漠然と上野原町付近ということであれば桂川左岸（北岸）に遺跡の分布が確認され、その存在は可能となる。しかし都留郡が上野原町西・南部の旧大鶴村、甲東村、大目村、厳村、島田村付近とすれば現在遺跡の確認されている地域のほとんどを占めることにより、残りの旧上野原町、棡原村、西原村の地域には極わずかの分布地域が認められるにすぎない。都留郷が古郡郷より分離したとするならば、その本郷である古郡郷が都留郷の3分1位の小規模のものとなり、その存在が危ぶまれよう。おそらく東方への拡大が必要となってくるが、相模郷との関係から大幅な拡大は疑問である。むしろ都留郷を別の地に想定すべきかもしれない。

福地郷は現在まで遺跡の分布がほとんど知られておらず、存在は不可能かといえる。しかし鳥沢、宮谷あたりに古墳の分布が見られ、今後の分布調査によっては可能性がある。

多良郷は谷村付近とする説のみであるが、古墳時代とされる遺跡が散見される程度で、平安時代のものは全く確認されていないところから郷の存在は不可能といえる。しかし広大な段丘が広がっていて、今後の分布調査に期待したい。

賀美郷は希薄な状況ではあるが遺跡およびⅨ～Ⅺ期の土師器が確認されており、確実に郷の一角が存在したことになる。なお隣接した忍野村に分布の集中がみられ、1郷ぐらいの大きさを持っていることから賀美郷の一部に含めるのか、また独立した一郷を置くのか、あるいは山中湖の北西に位置することから、駅家と考えるかいずれかとなろう。

征茂郷はいずれの比定地にも古い時期の遺跡の分布が若干ではあるが認められたことから、その可能性は残るといえる。しかし、丹波山村・小菅村あたりに一郷置くのは、地勢などから無理ではなかろうか。丹波山村・小菅村はむしろ古郡郷の一部と見るのが妥当であろう。大月市周辺の場合には、小規模ながら古墳が点々と存在していることから、郷の存在は確実にあったと見なければなるまい。

都留郷は古郡郷のところで述べたように、遺跡の分布状況からは可能である。しかし古郡郷と重複する部分が多く、古郡郷との関係の中で検討されねばなるまい。分布地域の内容を見れば濃厚というよりやや希薄な状況にあり、2郷を置くだけの余裕があったのか疑問でもある。むしろ別の地域に求めるのが無理がないのではないかと考えられる（第2図）。

6　「和名抄」の郷記載順序について

『和名抄』記載の郷のうち、山梨郡については東郡、西郡を含めその記載順序が時計回りになされているとの指摘があり（註16)、これまでの最も有力の比定地を見てみると東郡は於曽―能呂―林戸―井上―玉井郷と続き、西郡に入り石禾―表門―山梨―加美―大野郷と続き正に時計回りの順序で郷が配置されていることが看取できる。とすれば他の郡についても順序よく記載された可能性が全くないとはいえず、この点について触れてみたい。

八代郡の郷のうち、これまでその比定の上で大きな変動が見られたのは川合郷である。最も有力な説である富士川左岸の西八代郡六郷町から南巨摩郡南部町の東河内地方を川合郷の比定地とすると、その記載順序は長江―白井―沼尾―川合郷と直線的に進み、最後に元に戻って八代郷が記載され統一制のないものとなる(註17)。しかも沼尾郷と川合郷との間に巨麻郡市川郷が介在するという変則的状態にもなる。この様な状況の中で比定地に於ける遺跡の分布状況はというと、前述のようにほとんど分布が確認されておらず、この地に郷を比定するのは不可能といえる訳で、記載順序の変則的状態と一致することになる。今回支持した笛吹川と金川とが合流する中間地帯の石和町河内付近に川合郷を想定した場合を考えてみると、過去笛吹川は現在の平等川の川筋を流れ、現在の笛吹川は旧金川の川筋が流れており、その中間に広大な土地があり地勢的には存在が可能となる。遺跡、遺物については現在までにはっきりと確認されていないものの現在の笛吹川の川床からやや古い時期を主にした土師器が出土しており、この面からの可能性も相当に高いのではないかといえる。記載順序も石和町河内付近を川合郷に比定すれば、長江―白井―沼尾―川合―八代郷の順序で他郡を含むことなく、しかも時計回りで完結することとなり、むしろこの方が自然と考えられる。

巨麻郡の記載順序は等力―速見―栗原―青沼―真衣―大井―市川―川合―余戸郷となっているが、このうち等力郷、栗原郷、川合郷については比定地に大きな変動が見られる。等力郷、栗原郷、川合郷の有力な比定地を見ると等力郷が勝沼町等々力付近、栗原郷が山梨市栗原付近、川合郷が富士川西岸の中富町、身延町あたりの西河内地方となっている。等力郷、栗原郷は山梨郡の中に飛地として存在する特異な郷であり遺称も認められ、かつ遺跡はブロック状に分布が認められ存在は可能となる。しかし両郷の比定地が勝沼町等々力、山梨市栗原付近とした場合の記載順序を見ると、まず等力郷が最初にくるが次に地続きの栗原郷ではなく、山梨郡を介在させて遥か離れた北巨摩郡下に比定されている速見郷がきて、その後に等力郷と地続きの栗原郷のある巨麻郡の飛地に戻り、再び山梨郡を介在した青沼郷が記載されるということになり、全く記載順序に統一制のないことが窺える。他の説について考えると、等力郷の比定地には白根町～櫛形町小笠原付近、釜無川と荒川の二川が合流する付近とする2説があるが、いずれも速見郷より南にあり記載順序の逆になってしまうことと、現在まで両説とも遺跡の分布が全く確認されていない。一方の栗原郷は北巨摩郡須玉町～高根町付近、韮崎市韮崎～穂坂付近、釜無川と荒川の合流する付近とする3説がある。前二者は、速見郷の南方にあり記載順序は時計回りとなる。釜無川と荒川とは合流せず両者の最も接近する双葉町付近に遺跡の分布が現在までほとんど見られず、存在は不可能と考えられる。須玉町～高根町付近、韮崎市韮崎～穂坂付近の場合には遺跡と遺物とが確認されており存在は可能となり、また記

載順序が自然と言える。さて等力郷であるが、記載順序のように速見郷の北方に郷の置ける地域があるのか検討すると、既に速見郷の比定地における遺跡分布の中で述べた様に、これまでの速見郷の比定地は他郷に比べ遥かに広大な地域を有しており、しかもその中の遺跡の分布が3ブロックほどに分れていることに特異性があり、このうちの最も南側のブロックは高根町～須玉町付近にあり、先程の栗原郷の一部に比定され、高根町～長坂町、大泉村付近のブロックに速見郷を比定すると、小淵沢町～長坂町のブロックが余り、郷を設定することが可能となる。このように等力郷を小淵沢町～長坂町付近、栗原郷を高根町南部～韮崎市付近とすると記載順序は等力―速見―栗原―青沼郷と時計回りで記載されることになる。川合郷は中富町～身延町付近の西河内付近とする説と、釜無川と笛吹川に狭った中巨摩郡田富町布施あたりとする説とがあり、記載順序からすれば西河内説が自然といえる。しかし遺跡の分布状況を見ると、田富町付近の場合には地勢の影響もあろうものの両地域ともに遺跡の分布が確認されておらず、現段階では存在が不可能となる。また田富町付近の場合には市川郷との関係が問題となってこよう。川合郷はどこに比定されるのかというと、記載順序の大井郷、市川郷の南側に西河内付近を除き郷を置くことができる地域があるかということになるが、その候補地としては大井郷の中に求めることが可能である。大井郷の遺跡分布状況で述べたが、この地域には南北にブロック状に分布が確認され、古墳もその傾向が見られる。このうちの南側のブロックのある増穂町～鰍沢町付近を比定すると記載順序に合致してくる。もっとも市川郷をこの付近に求める説もあった訳であり、面積的には可能といえる。等力郷、栗原郷、川合郷が今述べてきた付近にあったと言えるならば、その記載順序はほぼ無理のないものとなる。次に問題になるのが余戸郷であるが、その郷名の示すとおり「余戸」によって置かれた郷であり、巨麻郡の中の「余戸」であるから正規の郷名を記した後に書いたと解釈することは可能であろう。そうすると等力―速見―栗原―青沼―真衣郷の巨麻郡北部の諸郷、大井―市川―川合郷の巨麻郡南部の諸郷という地域ではすべて時計回りで郷が記載されていることになる。そして「余戸」を巨麻郡全体のものとして最後に記載したと考えることもできる訳である。巨麻郡を北部と南部とに別けたことは、おそらく地勢が南北に長かったためと考えておきたい。

以上のように問題の多かった八代郡川合郷、巨麻郡川合郷、等力郷、栗原郷が前述の様な地域に比定されるならば、盆地に存在した郷の記載順序は山梨郡ばかりでなく八代郡、巨麻郡ともに順序立てられた時計回りで記載されたと考えられる。これは大きくみれば『和名抄』に記載された本県の郡の記載順序と同じ時計回りということになる。

都留郡については、分布調査の粗密などが見られ、遺跡の分布から郷を想定することは現段階では無理といえる。それでも書き出しが相模郷であることから次に古郡郷と桂川の下流から上流に向って記載されたと考えるのが自然かと考えられる。

『肥前国風土記』に見られる郡は、大宰府より道順に従って記載され、この順序は『和名抄』、『延喜式』にも踏襲されているという。郷の上部行政区画の記載順序であるが、郷についてもこのような統一性を持って記載されたのではないかと考えている。しかし記載順序の私見は『和名抄』に記載の見られる各国の郡、郷の記載順序が明らかになって初めてその可能性がでてくるものであり、一案として提示したにすぎない。

7　郷の比定

郷の比定地についての諸説の整理と、比定地における遺跡、遺物の分布状況、さらにこれらがどのように整合しあるいは整合しないのか、その結果、郷の存在がどうなるのか検討を加えてきたが、

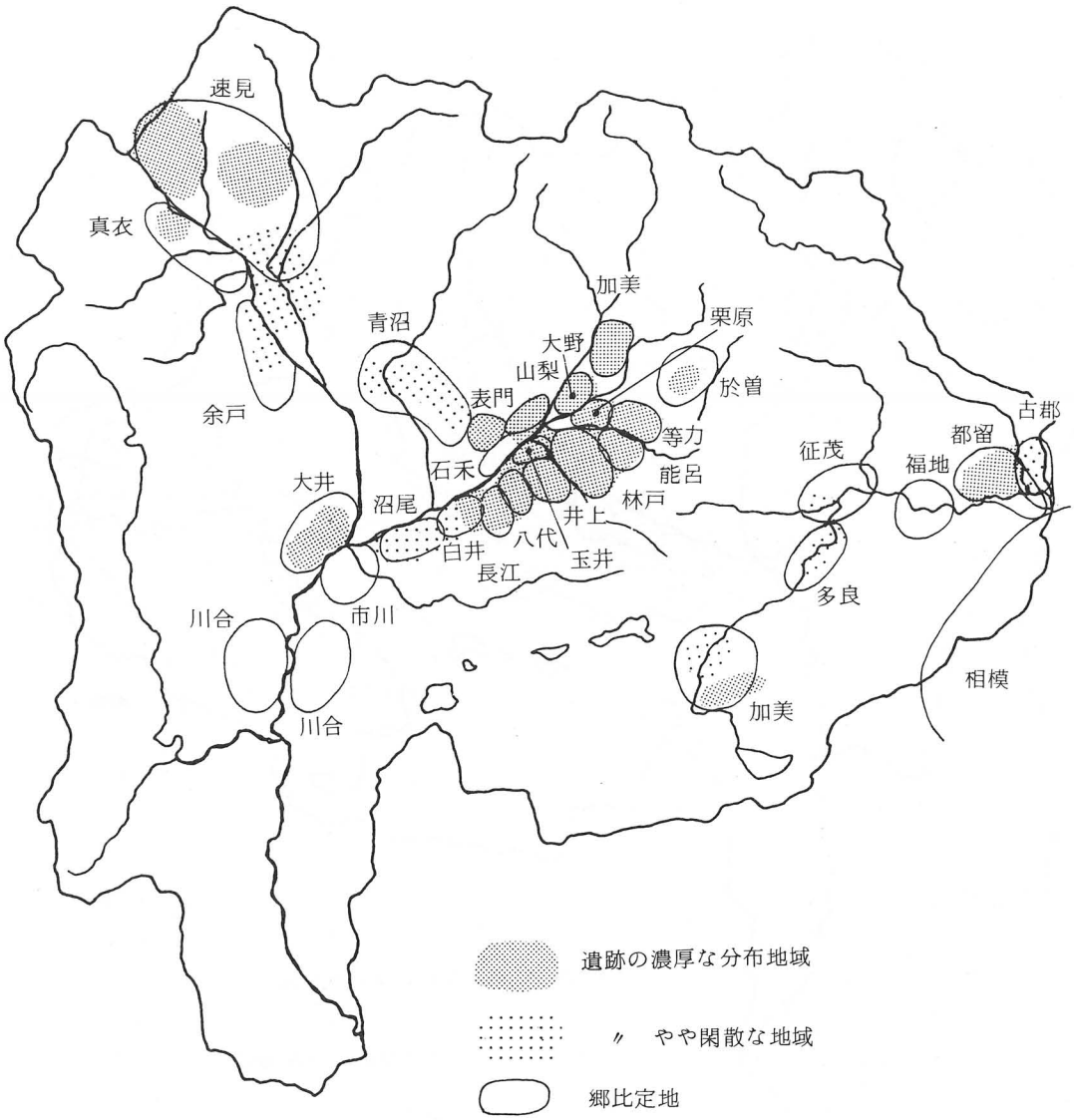

第２図　遺跡分布と郷主要比定地との関係

この結果をもとに郷の比定地の私案を提示しておきたい。

山梨郡

於曽郷　塩山市於曽を中心に勝沼町等々力付近まで。

能呂郷　一宮町野呂を中心とした地域。

林戸郷　一宮町東原を中心とした地域。

井上郷　一宮町塩田、市之蔵あたりを中心とした地域。

玉井郷　石和町平井から一宮町坪井あたり。

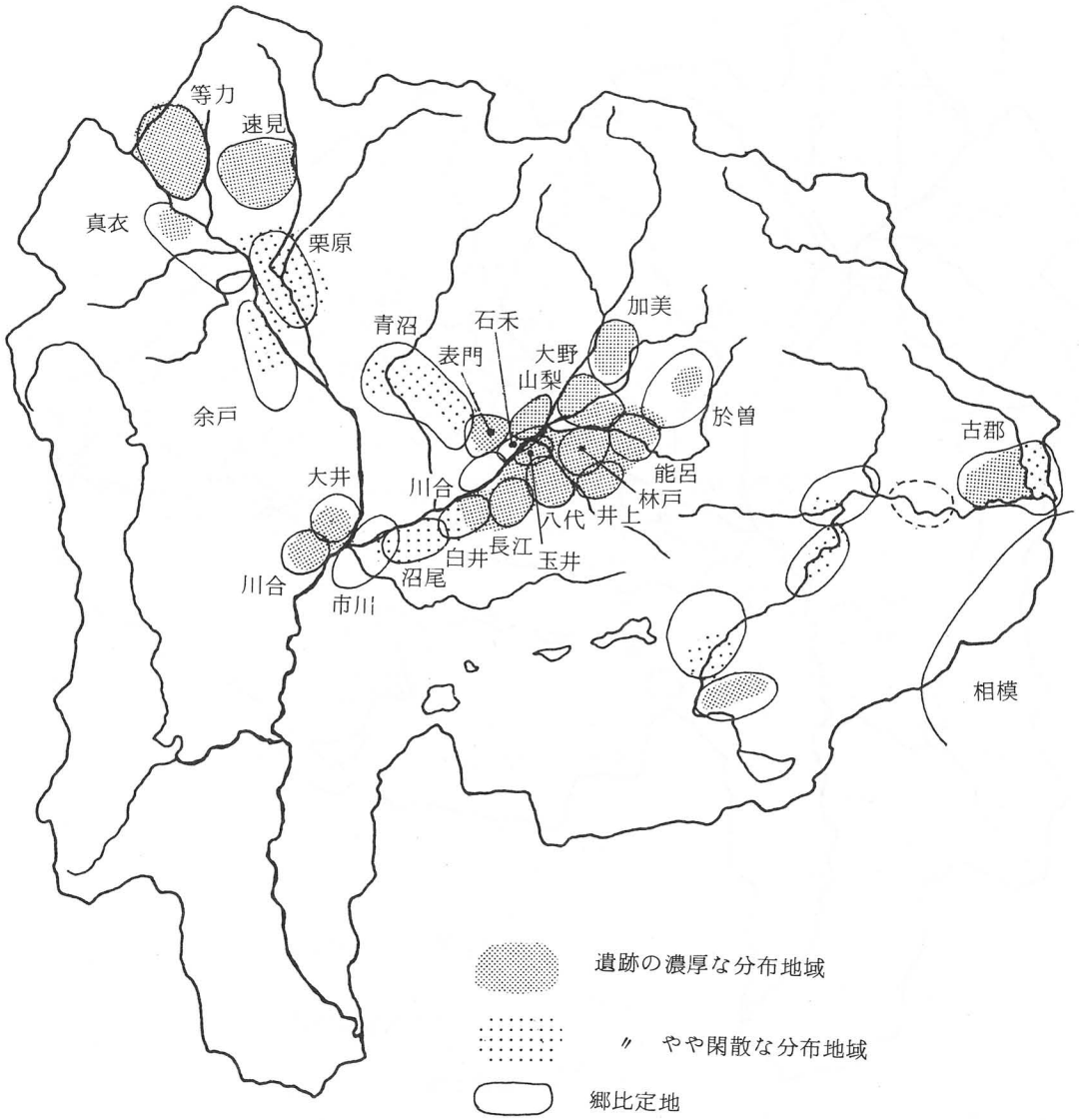

第3図　遺跡よりみた郷比定地（試案）

石禾郷　石和町北東部を中心とした地域。
表門郷　甲府市和戸を中心とした地域。
山梨郷　春日居町から山梨市万力にかけた地域。
加美郷　山梨市北部を中心とした地域。
大野郷　山梨市大野から栗原あたりの地域。

八代郡

長江郷　八代町永井から岡を中心とした地域。

白井郷　境川村石橋あたりから中道町白井を中心とした地域。
沼尾郷　中道町柏から豊富村を中心とした地域。
川合郷　石和町河内を中心とした地域。
八代郷　八代町北部から御坂町黒駒辺りまでの地域。

巨麻郡

等力郷　小淵沢町から長坂町を中心とした地域。
速見郷　高根町北部、長坂町東部、大泉村を含む地域。
栗原郷　高根町南部、須玉町、釜無川左岸の韮崎市を中心とした地域。
青沼郷　甲府市を中心に敷島町あたりの地域。
真衣郷　韮崎市円野以北から白州町あたりの地域。
大井郷　櫛形町、甲西町を中心とした地域。
市川郷　田富町、三珠町、市川大門町にわたる地域。
川合郷　増穂町、鰍沢町を中心とする地域。
余戸郷　釜無川右岸の韮崎市清哲町から竜岡あたりまでの地域。

都留郡

相模郷　神奈川県津久井郡あたり。
古郡郷　上野原町付近。
福地郷　多良郷、加美郷、征茂郷、都留郷については、遺跡の分布調査が十分に実施された段階で考えてみたいが、古墳の分布からすれば桂川沿いの大月市域に幾つか分らないが、郷の存在したことは確かであろう。また富士吉田市および忍野村付近にも、1郷ないし2郷の存在が可能である（第3図）。

8　おわりに

本県における郡（評）郷制の展開と、郷の比定地とについて考古学の面を強調して私見を述べてきた。我田引水的な部分も多いが、少なくとも遺跡の存在しない地域への郷比定は不可能であることを明らかにできたと思う。しかし国府、国分寺および官道（駅路、駅家）、それに条里制との関連の上に検討されるべきものであり、今後これらを含めた研究を進めて修正を加えていきたいと考えている。

最後に本稿を草するにあたり、常日頃より古代史全般に亘り適切な御指導を戴いている磯貝正義館長をはじめ、助言、援助をいただいた秋山敬、末木健、八巻与志夫、森和敏、田代孝、新津健、小野正文、米田明訓、長沢宏昌、保坂康夫、中山誠二、山路恭之助、堀内真、佐野勝広、猪股喜彦、日向千恵の諸氏、山本寿々雄氏に対し記してお礼申しあげたい。　（1984.3.3）

註

1　山梨日日新聞、「平安時代伝説の英雄」、1983年6月30日掲載記事。現在、辻家文書は県立図書館に寄託されている。
2　飯田瑞穂　1983　「郡評論争余談」『日本歴史』第426号
3　磯貝正義　1978　「郡の成立―甲斐国巨麻郡の場合―」『郡司及び采女制度の研究』
4　橋本博文　1978　「甲斐における在地首長制の成立とその展開」『早稲田大学院文学研究科紀要』24
5　上野晴朗　1962　「律令制時代」『勝沼町誌』
6　磯貝正義　1978　「古代」『大月市史』

7　（註３）に同じ

8　磯貝正義　1978　「郡司制度の研究」『郡司及び采女制度の研究』

〃　（註６）に同じ

9　昭和２年山梨県作成『古墳台帳』のNo.103の「北林塚」古墳（夏目字水林）である。「石室ハ入口八尺五寸、奥行一丈二尺、高さ七尺あり幅ハ入口と異ならず」とある。

10　（註６）に同じ

11　磯貝正義・飯田文弥　1973　『山梨県の歴史』

12　（註３）に同じ

13　釜無川、荒川は交会しない。

14　（註３）に同じ

15　佐藤八郎　1977　『甲斐地名考』

16　（註11）に同じ

17　高山寺本の記載順序は「八代郷」から始まる。

参考文献

○松平定能編　文化11年刊（1814）『甲斐国志』（1982『大日本地誌大系』44所収）

○吉田東伍　1930　『大日本地名辞書』

○山 梨 県　1952　『県政60年誌』

○桂川七郎　1936　「国府及郷の位置」『総合郷土研究』

○明 野 村　1963　『明野村村誌』

○南 部 町　1964　『南部町誌』

○櫛 形 町　1966　『櫛形町誌』

○上野晴朗　1967　「律令制時代」『一宮町誌』

○甲 西 町　1973　『甲西町誌』

○増 穂 町　1977　『増穂町誌』

○六 郷 町　1982　『六郷町誌』

○三 珠 町　1980　『三珠町誌』

○境 川 村　1977　『境川村誌』

○八 代 町　1976　『八代町誌』

○御 坂 町　1971　『御坂町誌』

○中 道 町　1975　『中道町史』

○坂本美夫、末木健、堀内真、1983　「奈良・平安時代土器の諸問題―甲斐地域」『神奈川考古』第14号

○小出義治他　1950　「山梨県日下部中学校聚落遺跡概報」『上代文化』19

○拙稿　1982　『姥塚・二の宮遺跡発表要旨』山梨県埋蔵文化財センター

○坂本美夫、末木健他　1976　『大坪』山梨県教育委員会

○末木健　1974　『山梨県中央道埋蔵文化財調査報告書―北巨摩郡小淵沢町地内』山梨県教育委員会

○　同　1975　『山梨県中央道埋蔵文化財調査報告書―北巨摩郡長坂、明野、韮崎地内』山梨県教育委員会

○奈良泰史　1980　『堀之内原遺跡発掘調査報告書』都留市埋蔵文化財報告書第７集

○奈良泰史　1981　『中谷・宮脇遺跡』都留市埋蔵文化財調査報告書第８集
○堀内真　1979　「富士北麓地方における平安時代遺跡」『信濃』第30巻９号
　同　1981　『富士吉田市の遺跡』富士吉田市
○森本圭一　1975　『勝沼バイパス道路建設に伴う一古代甲斐国の考古学調査（続編）』
○山本寿々雄　1972　『甲斐国分寺周辺聚落址の調査一両ノ木神社付近の場合』山梨県教育委員会
○　同　1972　『勝沼バイパス道路建設に伴う一古代甲斐国の考古学調査』山梨県教育委員会
○山崎金夫　1977　『勝沼バイパス道路建設に伴う一大切遺跡発掘調査報告書』山梨県教育委員会
○山路恭之助　1983　『大小久保遺跡』須玉町埋蔵文化財調査報告第１集
○佐野勝広　1983　『木ノ下・大坪遺跡』大泉村教育委員会
○堀内真他　1983　『古屋敷遺跡』富士吉田市教育委員会
○堀内真　1983　『忍野の遺跡』忍野村教育委員会
○猪股喜彦　1983　『松原遺跡』一宮町教育委員会
○信藤祐仁　1984　「甲府市横根町大坪遺跡」『山梨考古』第12号
○雨宮正樹　1984　「高根町青木、東久保遺跡」『山梨考古』第12号
○山梨県教育委員会　1979　『山梨県遺跡地名表』
○谷口一夫他　1980　『朝気遺跡』甲府市教育委員会
○萩原元克　『甲斐名勝志』巻之一　天明２年（1782）（1933『甲斐叢書』六所収）
○芦田伊人　1940　「甲斐国」『国史辞典』

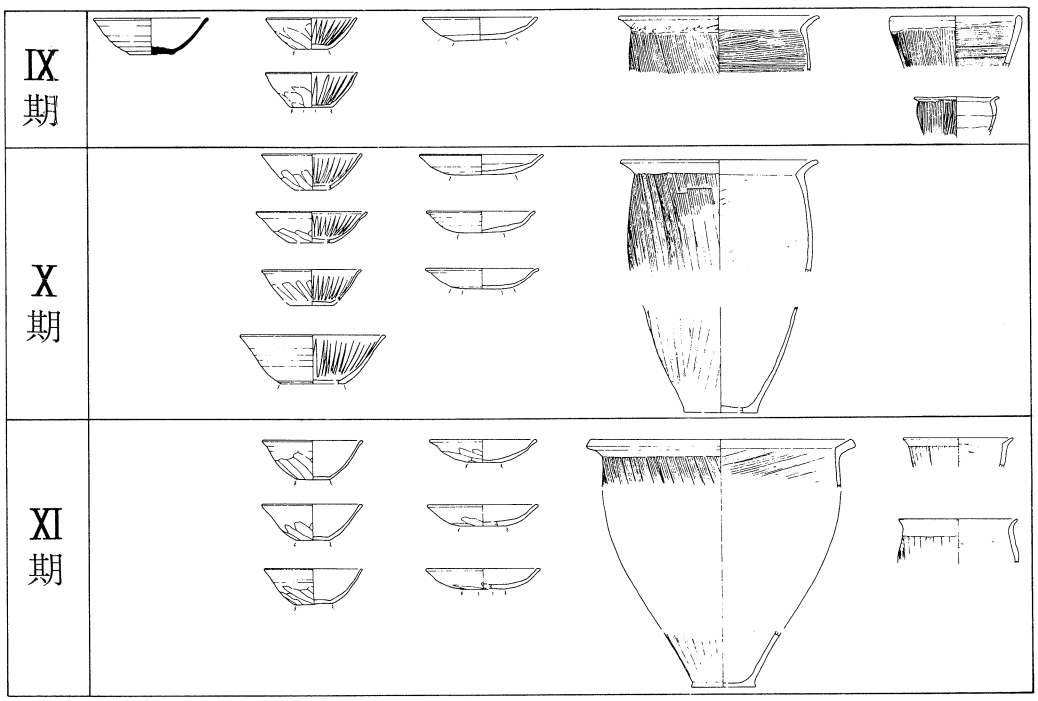

土師器編年図

金生遺跡発見の中空土偶と2号配石

新　津　　健

1　はじめに

金生遺跡の発掘調査が行なわれてから、4年近い月日が経ようとしている。この間、発掘調査が中心となったため、多くの資料は未整理の状態である。もとより、金生遺跡から発掘された遺構、遺物には厖大なものがあり、そこから派生する問題は、縄文後、晩期の配石址のみならず、各種の遺構や遺物の細目にまで多岐に亘っており、一朝の整理作業でその成果を纏められるはずもなく、今後に残された課題は大きい。かような状況の中で、本遺跡に関する概要は、断片的にではあるが、いくつか発表されている(註1)。特に、昭和58年度、本考古博物館にて開催された「土偶展」では、金生遺跡出土の200点余りの土偶が出品され、遺跡の特徴の一端が公開された(註2)。この中では、特に大形の中空土偶が、他に余り類例をみない特徴的なものとして注目された。これまでも、この中空土偶は、註1で挙げた文献以外にも、いくつかの概説書に紹介(註3)されて来ており、県内外に広く知られているものである。但しこの出土状況や伴出遺物については、整理の都合上、余り知られておらなかった。そこで、これらについて、整理途上ではあるが、可能な範囲内で報告し、併せて、土偶のもつ性格の一端、および、それを出土した遺構の機能や伴出遺物について、簡単な検討を加えることにした。

なお、ここで紹介する遺構は、調査時には第2号集石という名称で取り扱い、その後の文献にもこの名称を用いてきたが、集石とするには不適当であることから、第2号配石遺構として報告する。

2　遺跡の概要

金生遺跡は、山梨県北巨摩郡大泉村谷戸小字金生の、やや狭長な尾根上に位置する。遺跡の標高は760～780 mを測り、水田面との比高は、3～5 mのゆるやかな傾斜地である。付近には、今までに発掘調査の行なわれた遺跡が多い(第1図)。

本遺跡の調査は、県営圃場整備事業に先立ち、昭和55年5月から12月まで、県文化課により行なわれた。

調査区のうち、北側約6,000 ㎡が縄文時代の遺跡であるA区である。また、南側約3,000 ㎡が、戦国時代の館として知られる深草館跡の外郭の一部で、これをB区とした。A区の残存良好な遺構密集地3,400 ㎡は、圃場整備事業地から除外され、昭和58年、国史跡に指定された。

A区で発見された縄文時代の住居址は38軒である。調査時による所見では、前期1、中期2、後期11、晩期15、後期乃至晩期9を数える。更に、配石遺構5群、集石遺構1、石棺状の石組遺構16基が確認されている。これらの時期は、概ね、後期か晩期である。このうち、1号配石とした遺構は、立石、丸石、石棒、更には石棺状石組等から成る特徴的な配石址で、いくつかの群から構成されているものである。本遺跡における後、晩期の遺構の特徴は、この1号配石からもわかるように、非常に多くの石により構成されている点にある。住居にしても、全形が石で囲まれたり、敷石されたりしたものが殆んどである。長坂上条遺跡(註4)や高根町青木遺跡(註5)の例を参考にすると、この地域における後、晩期の遺構の特徴なのかもしれない。石質については、山梨大学西宮克

彦教授により詳細な報告を戴いた。これによると、全体の90%は、八ケ岳を原産地とする複輝石安山岩であるが、配石中には、釜無川河床に産地を求めることができるホルンフェルス、粘板岩、頁岩、硬砂岩、花崗岩類、貫入片麻岩等も認められるとのことである。特に、1号配石中の立石に、産地の離れる、花崗岩類や、貫入片麻岩が用いられることは注目されよう。

出土遺物は、厖大な量の土器片、石器類のほか、土製耳飾、200個を越える土偶、土製勾玉などの土製品や、翡翠製垂飾品、大小の石棒、石剣などの石製品がある。自然遺物では、シカ、イノシシなどの骨角片が顕著である。特に8号土坑中から出土したイノシシの下顎骨については、早稲田大学金子浩昌氏により分析の経過報告を戴いており、その要点は以下のとおりである。

- ○確認された個体は、今のところ118個体分である。
- ○118個体のうち114個体が、生後1才未満で、7～8ケ月位のものが最も多い。
- ○成獣の下顎や、脊椎骨も数点ある。
- ○若い個体の下顎骨は、いずれも強い火を受け、変形しているものが多い。
- ○雌雄両方の個体が認められる。

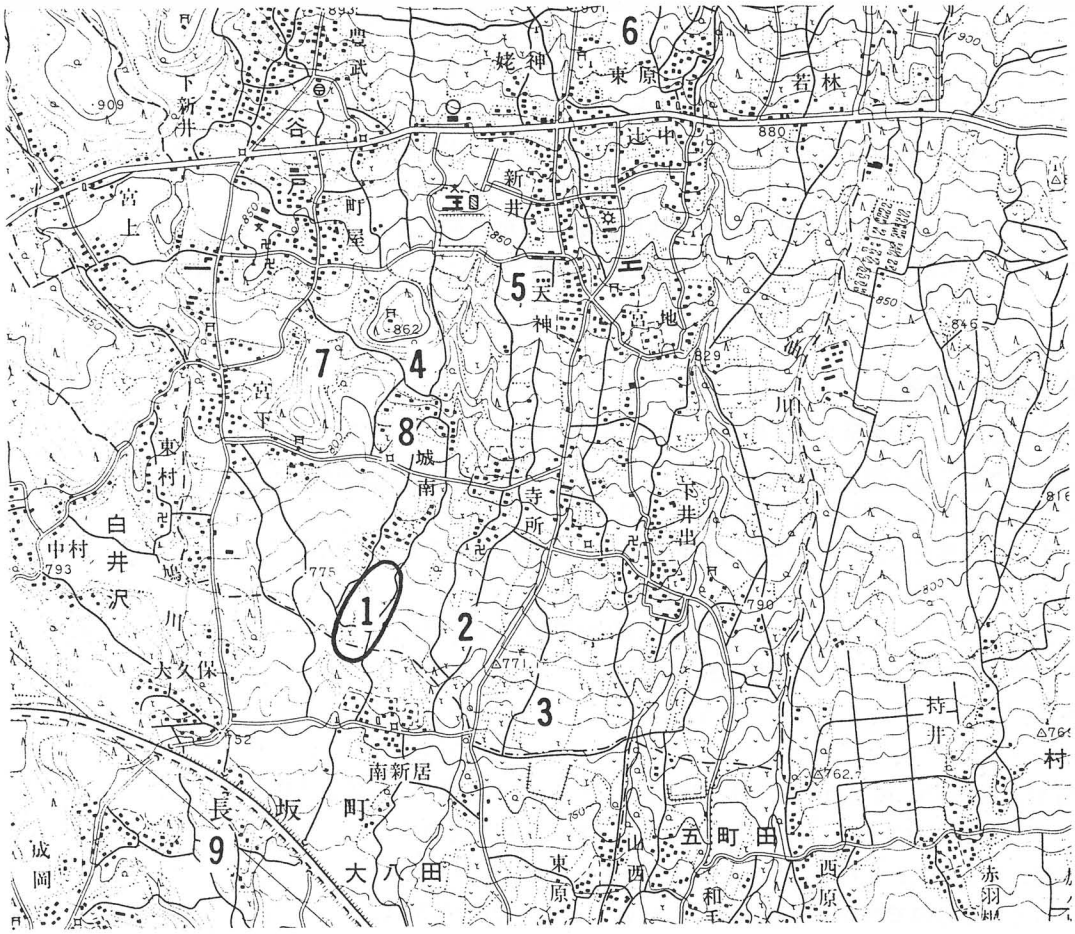

第1図　遺跡の位置

1. 金生遺跡
2. 寺所遺跡
3. 木ノ下，大坪遺跡
4. 谷戸城
5. 天神遺跡
6. 東原遺跡
7. 御所遺跡
8. 城下遺跡
9. 小和田遺跡

第２図　金生遺跡遺構配置図（１／400）

更に、1号配石の石組中から出土した焼けた骨片については、一個体としてはまとまらないが、ヒトの頭蓋、骨盤、肢骨などの小片であるとのことである。遺跡全体から出土した骨片をも含め、詳細なる分析、検討は現在も進められており、その成果に期待したい。

以上のように、多くの問題を含む金生遺跡の中で、今回は冒頭に述べたように、中空土偶とそれが出土した配石遺構とについて触れてみたい。

3　中空土偶と配石遺構

(1)　中空土偶（第3図）

第2号配石遺構の西端部から仰臥の状態で出土した。頭部の突起部及び突出した口の下部を欠損する以外、ほぼ完形である。しっかりと踏んばった両足に直接顔面がのった、あるいは、胸部と腹部とが同時に表現されたかのような形状、透かしで表わされた大きな目、突出した口など、いくつかの特徴のみられる土偶である。土器と同じように輪積みで造られており、内部は空洞となっているが、整形は雑である。外面は、内側よりも丁寧に整形されているが、部分的に剥落や、細かいひびも認められることから、二次的に火熱を受けた可能性もある。文様は、胴部の前面（あるいは胸部）及び背面に渦巻文、肩部に同心状の楕円文がみられる。脚部前面の先端から肩部を経て脚部裏面の下端まで、円形刺突文2列が連続する隆帯が走っている。顔面には、大きな円形の透しが4個対象的にあり、このうちの前面の2個が目を表現している。色調は、淡い茶色を呈する。現存部の高さ23.2㎝、計測可能な部分の器壁厚8㎜～10㎜を測る。

(2)　2号配石（第2図、第3図）

1号配石群の北側20ｍ、3号配石の西側5ｍの、発掘区ほぼ中央に位置する。本遺構は、黒色土中に設けられており、石が多く散乱するため正確な規模は不明であるが、長軸2ｍ40㎝乃至3ｍ、短軸2ｍ30㎝の不整円形もしくは長方形に近い形状に配石されている。まず、南面に直径30㎝程の丸石2個が相対峙する形に配され、次に、長さ1ｍ20㎝の長方形の扁平な石が置かれている。この平石の両端から、内側の空間部を囲むかのように、長さ20㎝～40㎝程度の石が並べられ、全体として、先に述べたような、円形もしくは長方形に近い形状を呈している。丸石の置かれている南側に対して、北側部分からは、石棒4本と、長さ16.5㎝の磨石1個とが、横に倒れた状態で出土した。石棒については、1本が完全に近く長さ33㎝、1本は頭部が2つに割れた状態で出土した長さ50㎝のもの、他は頭部を欠する長さ40㎝と、18㎝のものである。この石棒が出土した部分の外側にも、半月状に石列が認められ、これが本遺構の北端をなすのかも知れない。なお、2本の石棒の間から、独鈷石の半欠品1点が出土している。

(3)　伴出した土器（第4図）

遺構内からは多くの土器が出土したが、大部分は破片で、しかも未整理である。従って、ここでは、形状の判明するもののうち、特徴的な一部を紹介する。

1、口縁部を欠し、全体の3分の2を残す椀形の土器である。上半部に陽刻の浮線網状文が連続する。色調は淡い褐色で、黒色斑が多い。2は、皿形土器の3分の1程の破片である。口唇直下の外面に三条、内面に一条、平行沈線がめぐる。褐色を呈し、器面はザラつきが激しい。3は、浅鉢形土器の底部を欠損する、3分の1程の破片である。やや外反気味に立ち上がる口縁部直下の肩部には楕円状の付帯文がみられ、以下工字文が施されている。色調は灰黒色を呈する。4は、椀形土器で、全体の4分の1程度を欠損する。口唇直下に浅い一条の沈線が認められる。部分的に黒色斑の残る、淡い褐色を呈する土器である。5は、一応、小さな台のついた椀形土器としたが、蓋としても使用

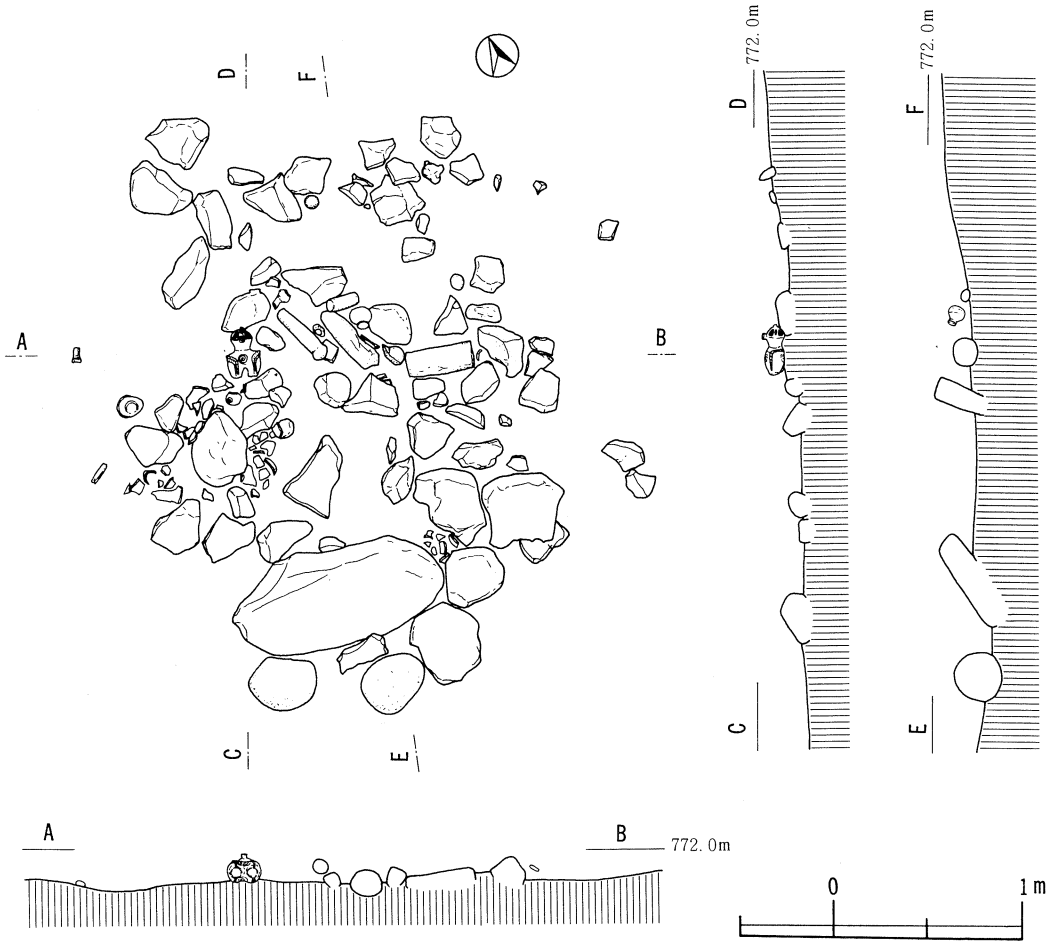

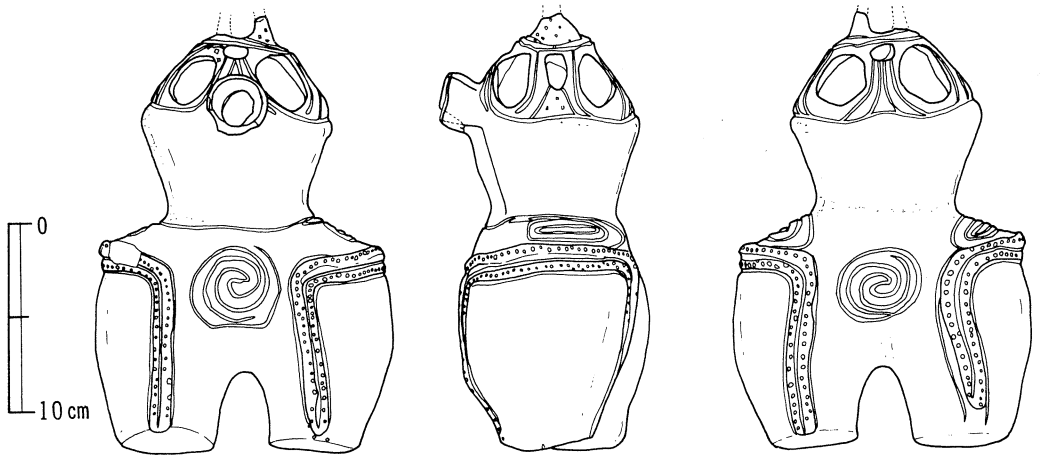

第3図　第2号配石（1/40），中空土偶実測図（1/4）

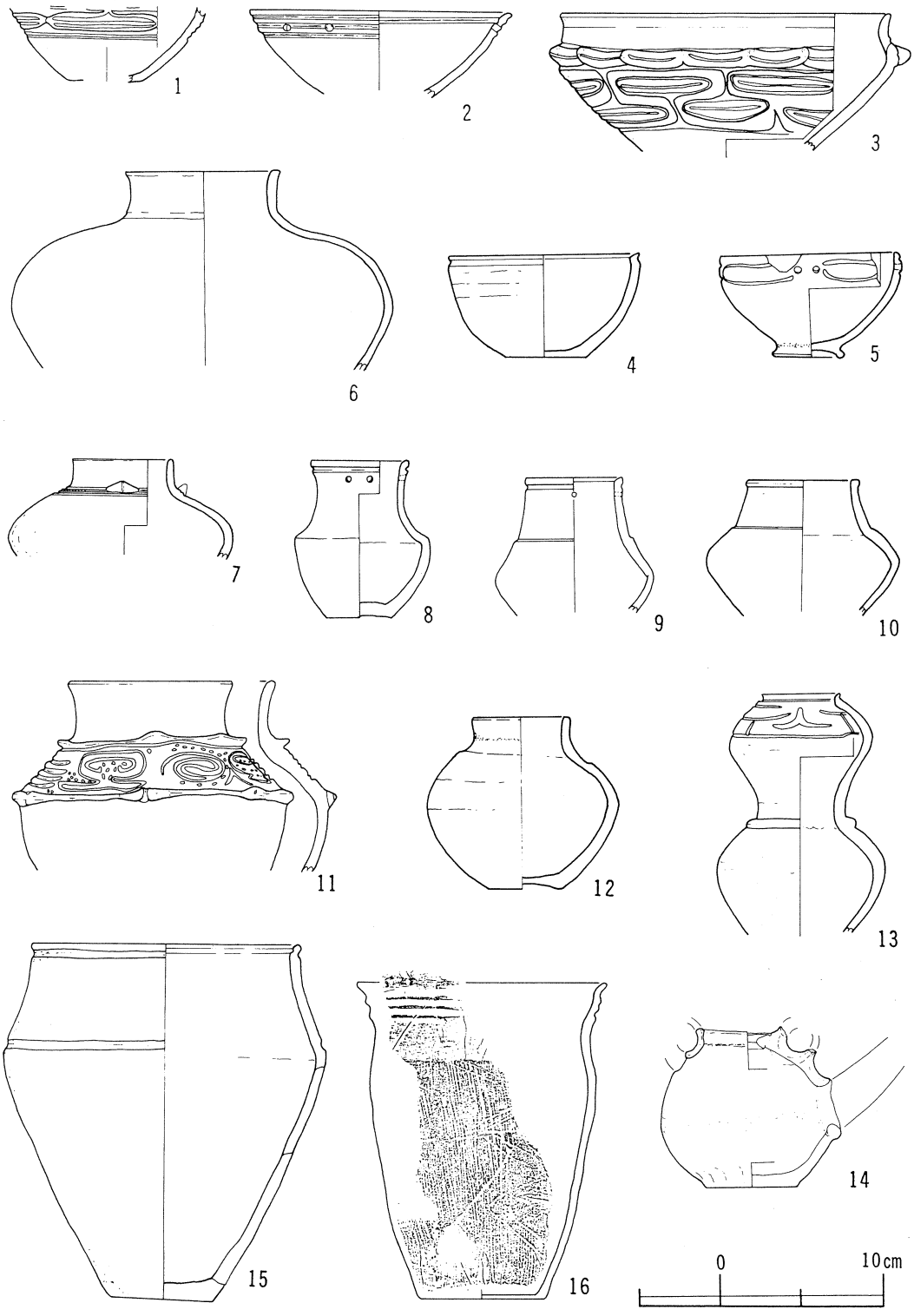

第4図　土器実測図（1/4）

できる土器である。部分的に赤彩が残っており、本来は外面全体に塗彩されていたものであろう。口唇直下に、長円形状の沈線が施され、径4㎜程度の小孔が1対ある。反対側は欠損しているため、小孔の有無は不明である。淡い褐色を呈する。全体の3分の1を欠している。6、肩のつよく張る壷形土器。頸部に浅い沈線状の段がつく。全体の3分の1程の破片。色調は淡い褐色。7は、扁球形の胴部を有する小形の壷である。頸部に一条乃至二条一組の隆帯があり、部分的に円形刺突文が連続する。この隆帯上には1個だけ突起がつけられている。茶色味の強い色調を呈し、器面はザラついている。内面には輪積み痕や指頭痕が残る。胴下半を欠する。8・9・10は、特徴的な器形の小形壷である。8、器面の一部が剥落しているが、完形品である。肩部が強く張り、稜をなしている。口唇直下に一条の沈線がめぐり、更にその下に直径3㎜程の孔2つが貫通する。内、外面とも、丁寧に整形されているが、器面はやや荒れており、光沢はない。灰黒色を呈する。9、「く」の字形に張った胴部、有段の肩部、内傾しながら立ち上がる口縁部などが特徴である。口唇直下の沈線、及びその下の孔などは8と同様であるが、破損しているため、孔の個数は不明である。内、外面ともよく磨かれており、焼成も良い。胴下半を欠する。10も9に似るが、全体に横に張る器形である。口唇は外側にやや肥厚し、沈線はつけられていない。内、外面とも整形は丁寧で、特に外面は、箆などにより、よく磨かれている。灰黒色を呈する。全体の3分の1程の破片である。11は、胴下半を欠損する壷形土器である。胴の最大径部分と頸部とに、それぞれ6個の突起のある隆帯がめぐる。この突起は、それぞれの隆帯の同じ位置にあるが、胴部帯の突起にのみ縦に貫通した孔がみられる。文様は、この二本の隆帯の間だけに限られている。すべて沈線及び刺突により飾られており、中空土偶の肩部と同様の、同心状の楕円文や渦巻文、それに工字文風の文様などがみられる。淡い褐色を呈する。12は、球形に近い胴部の小形壷である。肩部に僅かながら段がつく。底部の一部及び胴部が部分的に剥落する以外は、ほぼ完形である。黒色斑ある黄色味のつよい褐色を呈する。13は、口唇部、底部、胴の一部を欠損する瓢形の土器である。文様は上部に限られ、工字状の沈線文と三叉文とが配されている。くびれ部直下にも、一本の隆帯がめぐる。淡い褐色を呈する。14は、注口土器であるが、注口部及び把手を欠損する。全体に磨滅しており、細かいひびも認められることから、二次焼成を受けた可能性がある。底部網代痕あり。淡い褐色を呈する。15は、胴上半が「く」の字形に膨らみ、外反気味に内傾して立ち上がる器形の深鉢形土器である。最大径部に沈線が施されるため、この部分が稜をなしている。口唇直下の内外面ともに沈線がめぐる。内、外面とも箆などで丁寧に整形してあるが、外面下半は、ザラつきが激しく、且つ赤化していることから、二次的に火熱を受けた感がある。茶褐色乃至灰褐色を呈する。16も深鉢形土器である。底部はほぼ全形であるが、全体の5分の1程度の破片である。底部から外傾しながら立ち上り、肩部で一旦内傾し、その部分にゆるい稜がつく。頸部は、ほぼ直立する無文帯で、やがてゆるやかに外反しながら口唇にいたる。口唇部はゆるい山形を呈するが、残存部が僅かであるため、単位は不明である。口唇直下には、削り出しによると思われる三条の隆線が横走する。胴部全体には、縦方向に条線が走り、更にその上に、二本一組の稲妻状沈線が施されている。これは3単位と思われる。外面の肩部以上の部位及び内面は、よく整形されており光沢がある。条線部には赤彩が著しく、また、口唇部にも僅かながら認められることから、本来は、外面全体に塗彩されていたと思われる。胴下半は、剥落部分が多く、特に底部周辺は赤化が著しいことから、二次焼成を受けたものとみられる。色調は褐色を呈する。

以上、簡単に説明したが、外観上の色調及び胎土から、類似のものを纒めてみる。まず、3・8が灰黒色を呈し、胎土中に石英、長石等の白色粒子を多く含む点で類似し、1もこれに近い。2と

7とは、白色粒子が多く、非常にザラつく点で共通する。9・10については、器形、色調、胎土に類似性のある特徴的な一群である。色調の上から一番多いのが淡い褐色を呈するもので、4・5・11～14がこれにあたる。但し混入物において差があり、黒雲母あるいは輝石などの黒色粒子多混（6）、金雲母の目立つもの（4）、黒色および白色粒子少量（5・11）、長石、石英などの白色粒子少量（12）、小石を含み、白味のつよい色調を呈す（13）、などに分類できる。時期差か、生産場所の違いか、今後の分析によらねばならない。

4　遺物および遺構の検討

(1)　編年的位置づけ

中空土偶および、これを出土した2号配石の時期については、伴出した土器の時期から確認せねばならない。これらの土器について、まず器種では、皿、浅鉢、埦、壷、注口、深鉢形等、多彩であり、また、文様にも種々な要素が認められる。かような多様性は、いくつかの時期とともに、複数の地域の要素に基づくものと見做されよう。まず、瓢形土器13は、三叉文と、直線的な工字文風の沈線とが交互に施された特徴的な土器である。この工字文風の文様は、T字形の三叉文に通ずるもので、部分的に上下を逆として施文されている。かような様相は北陸地方では晩期前葉に特徴的（註6）であり、中部山岳地方では佐野Ⅰ式の一群にも認められるものである（註7）。これらの地域にその祖源を求めることができれば、これは、晩期前葉後半を中心とし、中葉前半を下限とする、比較的古い様相の土器とすることができよう。浅鉢形土器3は、連続する楕円状の付帯文と大柄な工字文とを特徴とするものであり、工字文自体の源流については問題があるが、全体的には東北地方晩期中葉大洞C_2式の様相の認められるものである。壷形土器7についても同様であろう。中空土偶と同様の渦巻文とともに工字文を思わせるような文様のみられる壷形土器11も、それらの文様から、中葉前半～後半とするのが妥当であろう。新しい様相の認められるものに、埦形土器1および深鉢形土器16がある。1は、氷Ⅰ式併行期に位置づけられている長野県駒ケ根市荒神沢遺跡の採集品（註8）に、類似したものがある。また、16は、氷遺跡（註9）を始めとして、荒神沢遺跡（註10）や、茅野市御社宮司遺跡（註11）などに類例をみることができ、これらも、氷Ⅰ式の時期に位置づけられるものである。つまり、1および16は、晩期後葉前半に、中部山岳地方を中心に発達した一群の土器とすることができよう。次に、際だった特徴を有する壷形土器8～10、深鉢形土器15は、西日本地域にその祖形を見いだすことができ、特に九州地方夜臼式の器形を髣髴とさせるものがある（註12）。これらを夜臼式に求むるとすれば、近畿以西の地域では、大洞A式の段階ですでに弥生土器が定着していたという見解（註13）もあり、これらは、遅くとも晩期中葉後半に位置づけるのが妥当であろう。

こうしてみると、ここに挙げた土器は、地域的には、東北地方や西日本の様相を有すると同時に、周辺地域に初源を持ちつつも、この中部山岳地方にて発生、発達した可能性のあるものが多い。時期的には、13に代表されるような、晩期前葉後半から中葉前半に位置づけられるものを上限とし、1・16などの晩期後葉前半の様相を呈するものを新しい段階の一群として位置づけられよう。そして、3・7・11などを、その間の、特に中葉後半を中心とした時期に置くことができ、更に、西日本の影響下にある8～10、15などの土器も、これを下限とした時期に位置づけることができよう。

以上のように、これらの土器は、最大限、晩期前葉後半から後葉前半という時間幅の中に組み込まれることになり、2号配石の時期も当然この時間幅でとらえることになる。しかし、ここで、東北地方の影響下にある土器の状況について注意せねばならない。金生遺跡全体からは、東北地方の

影響を直接、間接に受けた晩期前葉から中葉にかけての土器が比較的多く出土しているが、この2号配石では、かような土器は殆んどみあたらない。これは、2号配石の時期が、晩期中葉でも後半以降になる可能性を意味しよう。同時に、この時期では、東北地方の直接的な影響は薄くなり、地域性豊かな様相を呈する一群の土器が発達するということにもなろう。一方、他地域の影響を受けた土器については、その様相が完成に至るまでの経過や伝播といった時間性をも考える必要があろう。これに加え、2号配石の性格もまた、その時期を考える上で、一つの要素となり得る。後述するような、祭祀的色彩の強い施設であるとするならば、これと、土器の製作、使用の時期との間に時間差があった可能性をも考えねばならない。注口土器14は、むしろ後期の様相の強い土器と見做されるからである。こうしてみると2号配石が使用されたのは、少なくとも、晩期後葉前半を最終時期とする、中葉後半を中心とした時期とすることができ、中空土偶もこの中に含まれることになろう。

いずれにせよ、以上の土器から派生する問題は多岐に亘っている。中部山岳地方という地理上の特性の中で、周辺地域の流れを受けつつも、独自の土器文化が形成された可能性をも考慮せねばならない。更に、後葉の大洞A式期に、東日本ではいくつかの地域圏に分かれ、その中でも「中部日本には広く工字文、変形工字文系土器が分布し、東海主要部における条痕文、凸帯文系土器の地域圏と対峙の形勢にあった」(註14)という状況下にあって、かような地域圏の問題は大きな意味を持とう。一方、西日本系の土器が、いかなる時期に、どのような経路をとって、この地域に影響をおよぼしたのか、東西日本における晩期文化の構成を考える上でも、一つの資料を提供したとも言えよう。

以上、2号配石出土の土器について検討してみたが、もとより他の遺構、遺物を含めた金生遺跡全体の流れの中で、とらえるべき問題であり、今回の資料はあくまで断片的なものと言わざるを得ない。その意味から、今後の整理作業を通じ、検討せねばならない問題は大きいと言えよう。

(2) 中空土偶について

前項で観察したように、特異な形状の土偶である。これが発見された当初、突出した口の状況が実に印象的であったことから、液体を注ぐ目的を持った容器としての性格をまず考えた(註15)。その後、内部の整形が雑で、液体を入れるには適さないことが観察された。また、殆んどの注口土器の注口部は、先端が細くなっており、液体を注ぐに最も適した形態として発達しているのに対し、この突出した口は、逆に先端が広くなっており、「注ぐ」行為とは全く逆の機能を示唆しているとも言えよう。かくして、「中空土偶」と液体との関係は否定され、同時に、容器形土偶のような、物を入れる口もないことから、具体的な物質を収める容器でもないと考えるに至った。やはり、これは、特別な出土状況にある、内部が空洞につくられた土偶なのである。

土偶についての研究は古く、すでに一世紀近い年月を経ようとしている。この間、昭和の前半期までに、女性を表現したものが多い、出土数に地域差、時代差が顕著である、完全なものが少ない、などの土偶の性格がとらえられている(註16)。ここでみられる、地域性、時代性については、各地の研究者により資料集成が続けられ、昭和35年、江坂輝彌氏の「土偶」(註17)によりその成果が完成をみる。用途についても、明治19年、白井光太郎氏による、小児の玩具、神像、装飾品等の検討以来(註18)、安産の女神(註19)、地母神(註20)、身がわりなどの呪物(註21)等、多くの見解が発表されてきた。その根底に、土偶を単なる玩具的な人形ではなく、女性を媒体とした何らかの呪術にかかわる対象物として、とらえようとする指向性を認めることができる。かような研究史の流れの中で、最近は、土偶のもつ属性の中でも、特に出土状況に焦点をあてた検討もなされている。米

田耕之助氏は、埋葬にかかわるような土偶の出土状態に注目され、死者と土偶との関連を示唆された(註22)。その後も、出土状況からみた土偶の性格を纏められている(註23)。もとより、出土状況を重要視せねばならない必要性は、八幡一郎氏や、後藤和民氏により指摘されてきたところである(註24)。出土状況に注目された結果、これとは対象的に、土偶の破損や出土は、土器のそれと同様であり、際だって土偶独自の属性とはなり得ないという能登健氏の指摘(註25)もあり、中谷治宇二郎氏以来の見解(註26)を印象づけている。かような、出土状況以外の土偶の属性に関しても解釈に違いが認められる。基本的には、女性機能に由来するところの生産、豊饒を祈る呪物という魅力ある見解も、永峯光一氏は「まつりのある時に捨てられ毀れてしまう」(註27)のを原則とし、水野正好氏は「女性は土偶――女神像を作り、まつり、壊ち、各地に播いた」(註28)とされるのである。完全なものが少ないという属性の解釈の違いが、実は大きな問題として残されているのである。同様に比較神話学の方法を駆使する吉田敦彦氏の、作物栽培にかかわる女神という見解(註29)もまた、縄文文化の根本にまでかかわる問題を含んでおり、新しい土偶研究の段階を迎えたとも言える。この意味からも、曽て八幡一郎氏により指摘された、「農耕社会、猟漁社会における女性土偶の役割の異同を検討せねばならない」(註30)ことの重要性を再認識せねばならない時期にきていると言えよう。

ところで、冒頭でも述べた、山梨県立考古博物館主催の土偶展では、「一千の女神が語る縄文時代の祈りとくらし」というテーマからもわかるように、土偶を、縄文人の祈りにかかわる女神としてとらえようとした。これは、長い土偶研究史の中で、すでにとらえられている土偶の特性―― 土偶には女性が多い、完全な形で出土する例が少ない、出土数に地域差や時期差がある――に、もとづくものであり、更に、それらを再認識することから、祈りの内容をも見い出そうとしたのである。

かような観点から、金生遺跡の中空土偶を観察してみると、土偶の持つ特性のうちの二つ、すなわち「女性」、「完全なものが少ない」を即座に確認することはできない。あの異様な形状は、女性のイメージには遠く、壊れて出土するといっても、僅かに頭部の突起と、口の一部を欠くだけである。こうしてみると、先に挙げた土偶の特性には例外が多いのか、あるいは中空土偶の用途がほかの土偶とは異なっていたのか、この辺から検討を加えねばならない。

まず、完全なものが少ないという、性格からみてみよう。先にも述べたように、金生の中空土偶は、頭頂部と口の一部とが欠損しており、この点、完全なものとは言えない。しかし、これについては、意図的にその部分を欠いたとするよりも、使用している最中に、破損し易い部分が欠けてしまったという解釈の方が妥当であろう。実際、大形の土偶には、体の一部を欠するという表現が適切な場合も多い。中期の山梨県上黒駒の土偶にしても、下半身を欠損しているが、バラバラにされ捨てられるという感覚ではないし、東北地方の晩期中空土偶にしても同様な例がある。つまり、土偶には、目的は同じにしても、その使われ方に、いくつかの違いがあったと見做されるのである(註31)。永峯光一氏の言われる「精製の大形像」や「精霊像とか死者像」(註32)もまた、使用方法の異なる土偶なのかもしれない。いずれにせよ、金生の中空土偶は、壊され捨てられる土偶ではなく、何度も使用されるために生まれた土偶と考えた方がよさそうである。

それでは、この土偶における女性としての特徴はどうであろうか。土偶に女性を表現したものが多いという反面、中性的な土偶も結構みられる。これは、逆に、積極的に男性と認め得る特徴を持った土偶は殆んどないということを意味する。この点「女性のもつ妊娠出産の能力から連想した多様な繁殖への願望を、多彩な姿態に託しているのが本質」という永峯氏の見解(註33)は、傾聴に値するものであり、この意味から、中性的な土偶も本質的には女性機能にもとづくものとすべきであろう。こうしてみると、金生の中空土偶には、少なくとも、男性を象徴するものはなく、これだ

けからも、一般的な土偶の性格たる女性の意味を持たせねばならないのであろう。ところで、それ以上に注意せねばならない特性を、この土偶は有している。それは中空という、内部が空洞をなす点である。もちろん、製作上の技法からも、大きな土偶を造ろうとすれば、土器同様に、輪積みで中空にした方が造りやすかろう。しかし、20㎝以内の中形土偶にも中空がみられることから、製作上の便宜以外に、何らかの意図が働いていたと考えるべきであろう。元来、中空にするという土偶の製作は、長野県深沢遺跡例(註34)、新潟県上野遺跡例(註35)にみるように、中期の段階から認められ、ほかにも、鈴形土偶や、山梨県坂井遺跡の男性土偶と言われる土偶(註36)、それに、石川県上山田貝塚の子供を背負う土偶(註37)など、部分的にではあるが空洞を取り入れた土偶もみられる。但しこの時期の土偶の多くは中実あるいは板状であり、妊婦の腹部を表現したものにも中空は少ない。後期でも、長野県泉水遺跡出土の土偶(註38)に、その可能性を認める程度で、他には、筒形土偶に幾分かの空間をみる位のものである。こうしてみると、中期の段階では、永峯氏の指摘されるとおり(註39)、中空土偶は余り発達せず、後期でもさ程多くはない。これが顕著になるのは、やはり東北地方を中心にした地域の晩期になってからである。この晩期の中空土偶の殆んどに、女性の特徴が表現されていることは注目すべきである。つまり、中空にすることが、外観上の特徴以上に、女性の能力を表現している可能性が高いのである。大形中空土偶の内部に、別の小形土偶が入っていた青森県宇鉄遺跡の例を「甦る土偶」ととらえた水野正好氏の見解(註40)には鋭いものがある。中空土偶には、新しい生命を宿すという女性の機能が表現されているのかもしれない。こうしてみると、中期や後期の段階では、女性を表現するに当り、ことさら中空にする必要性はなかったのであろう。ここに、従来の中実土偶に加え、中空にすることにより、一層女性の能力を表わさねばならない土偶を必要とした晩期の特殊性をみることができよう。かくして、早期以来続いて来た土偶の性格がここに収束するのであり、更に、この中空土偶の意味が究極に達した時、新生児の骨を納めるという神奈川県中屋敷例にみるような容器形土偶(註41)の姿に変るのであろう。

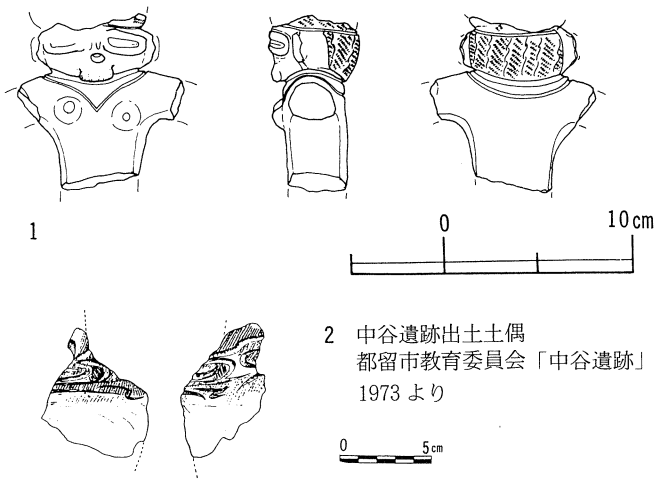

2　中谷遺跡出土土偶
都留市教育委員会「中谷遺跡」
1973より

第5図　土偶実測図

以上のように、一見女性的ではない金生の中空土偶も、晩期の中空という点に注目した時、やはり女性としての特徴を備えていることになろう。それでは、晩期の中空土偶の発展過程の中で、この金生の土偶は、どのように位置づけられるのであろうか。中空土偶と言えば、まず、東北地方晩期前葉から中葉に発達する遮光器土偶がある。山梨県内からも、この時期の土器とともに、この種の土偶に類したものが出土している。第5図2は、都留市中谷遺跡出土の遮光器土偶腰部片と報告(註42)されているものである。中空の遮光器土偶の破片に間違いなかろう。1は、金生遺跡出土のもので、頭部のみが空洞となっている以外は中実である。遮光器土偶そのものではないが、目の状況、顎の表現、衿元の文様など、明らかに遮光器土偶の影響を受けたものである。かような例からみた限り、山梨県内にあっても、晩期の早い時期から東北地方の影響を受けた土偶がつくられてい

たことがわかる。それでは、晩期後半の土偶については如何であろうか。東北地方の大洞C_2式期の土偶は、山形県杉沢遺跡や宮城県鍛冶屋敷遺跡出土例(註43)に代表されるとおり、遮光器土偶以上に、踏んばった足や腰の状態が特徴的である。かような姿体は中空ではないが、青森県亀ケ岡遺跡出土の土偶(註44)からもわかるように、少ないながらも大洞A式期や、福島県小和瀬遺跡例(註45)の大洞A式併行期にまでも受けつがれている。そして、遂には、腹部から腰部が極度に誇張されて、容器形土偶にまで達するのであろう。それは、ともかくとして、金生の中空土偶の特徴の一つは、踏んばった両足と腰とにある。これは、先に挙げた遮光器土偶や大洞C_2式期の土偶の特徴でもある。また、顔面中位から頭頂部にかけての容態は、大洞C_1式期に特に発達する遮光器土偶の頭部にみられる王冠状突起を髣髴とさせる。また、金生の土偶につけられている渦巻文については、東北地方の土板や岩板ばかりでなく、千葉県竜腹寺遺跡、茨城県福田貝塚、群馬県板倉北木戸遺跡など(註46)の、亀ケ岡文化圏縁辺部の遮光器土偶に類例が認められることは参考になる。こうしてみると、金生遺跡の中空土偶に、東北地方における晩期前葉から中葉にかけての遮光器土偶から、晩期後半の中空土偶にいたるまでの要素のいくつかを認めることができる。ちなみに、金生の中空土偶の時期も、伴出土器から晩期中葉後半前後と見做されるからである。この意味からも、東北地方に盛行した中空土偶の流れの一端で生み出された土偶とすることができよう。さればこそ、金生の中空土偶もまた、女神としての条件を十分に満たしていると見做されるのである(註47)。基本的には豊饒を願うという目的のもとに、捨てられるのではなく、祭器として何度も用いられることにこそ、金生の中空土偶の意味があったのではなかろうか。

(3) 2号配石の性格

本遺構の性格は、丸石、平石、それに多数の石により区画されているという遺構上の特性と、そこから出土する各種の遺物の検討により求められるものである。まず、遺物について観察してみよう。土器では、皿、埦、浅鉢、壷、深鉢などの器種がある。ここで注意せねばならないのは、これだけの量の土器が出土していながら完形品は、僅かに、第4図8の壷1点だけである。この完形品が少ないという事実は重要である。仮に、2号配石を墓地と考えた場合、明器としての遺物には、もっと完形品があってもよさそうである。たしかに、器物を破壊して副葬する例も報告(註48)されており、検討の余地が残るが、ここでは、意図的に壊されたという状況でもない。一方、器種についてみると、赤彩の施された台付の埦、小形の壷、瓢形をした土器、丁寧にみがかれた黒色の壷など、日常生活用具以外の、祭祀的色彩の強い土器が目立つ。更に、前項で、祭器としての性格がつよいとした中空土偶の存在である。これについては、別個体の脚部と思われる破片が1乃至2点出土しておることから、かような中空土偶は、本来、数個体あったと思われる。次に石製品であるが、これには、石棒と独鈷石とがある。これについても、完全に近い石棒は1点で、他は破損している。1点だけ出土した独鈷石も半欠品である。こうしてみると、ここから出土した、土器、土偶、石製品は、極めて祭祀性の高い遺物であり、同時に完形品が少ないという特徴がとらえられよう。つまり、破損した祭器が、本遺構の出土遺物の主要を占めることになる。さすれば、2号配石は、破損し、役割を終えた祭器を納めることに目的の一つを持った、極めて祭祀性の高い施設ということになろうか。中空土偶もまた、その使命を終え、配石中に横たえられたのかもしれない。この使用時期については、前項で、晩期後葉前半を下限とした、中葉後半を中心とする時間幅を検討したが、かような目的のもとに、ある程度の期間使用され続けた施設とすることもできるのである。更に、古い様相の土器が、この中に含まれていたとしても、その性格を考えた場合、可能なことなのかもしれない。

ところで、遺構の特性もまた興味深い。南面に丸石２個を１対として配し、続いて平石を置くという構造は、実に特徴的である。丸石もやはり、祭祀にかかわる意味を持っており、北側の石棒と相対峙するのかもしれない。ところで石棒10数本が、多くの河原石とともに、175cm×135cmの範囲内に発見された東京都下布田遺跡の特殊遺構例(註49)は、時期的に本遺跡に近く参考になる。この特殊遺構は、復元してみると四隅に石棒が立てられ、柱の役目となり、その内側に石棒、川原石などが立っていた可能性が高いらしい。その他、勝坂式土器や堀之内式土器の把手も、持ち込まれているという事実は興味深い。金生２号配石の注口土器も後期の可能性がつよいからである。この下布田の特殊遺構は、石棒を対象にした祭礼跡と考えられている。もとより、下布田例と金生例とを全く同一視することはできぬが、石棒や石を媒体とした祭祀にかかわる遺構の存在から、晩期社会の一つの共通性を認めることはできよう。

尚、最後に「火」との関連性をも指摘しておきたい。第３項でも述べたように、中空土偶を始めとして、伴出した土器のいくつかに、二次的に火熱を受けたかのような、細かいひびや剥落を認めることができた。実際に、火熱を受けたものとすれば、これもまた興味深い問題を含んでいることになる。焼けたイノシシの下顎骨が多量に出土した以外にも、金生遺跡からは、熱を受けた、シカやイノシシの骨角片が多く出土しているのである。概して晩期の遺跡は、火とのかかわりが強い傾向にあり、新潟県寺地遺跡(註50)の配石中からは焼けた人骨片が十個体分程発見されている。人や動物を送るのに火が用いられたとすれば、祭祀遺物もまた同様に焼かれ、そして、一定の場所に納められたことになろう。いずれにせよ、晩期には、火を伴なった祭祀が盛んに行なわれたと見られ、金生遺跡の２号配石及び出土遺物もまた、その延長線上にあったと見做されるのである。

５　おわりに

金生遺跡からは、後期前葉から晩期終末までの資料が、ほぼ連続して発見されているが、冒頭に述べた理由により、今回は晩期中葉から後葉に位置づけられる配石遺構とそこから出土した中空土偶とを中心に、それらにかかわる資料を紹介し、簡単な検討を加え、問題点を列記したにすぎない。

土偶については、すでに多くの先学の研究するところであり、ここでは、それらの中で、一つの可能性を考えたにすぎない。200点を越える、金生の土偶の検討も今後に残されているのである。

２号配石についても、金生遺跡全体の中で、他の配石や住居といかなるかかわり合いがあるのか、残された問題は大きい。

なお、今回紹介した資料の時期に続くものとしては、一部ではあるがすでに紹介されている第17号住居址の一群や、隣接する大泉村寺所遺跡(註51)、長坂町柳坪遺跡Ａ地区(註52)発見のものがある。かような、八ケ岳南麓における晩期後半から弥生時代に関する問題も、金生遺跡を媒体として解明せねばならない課題の一つであろう。

最後に、本文を纏めるにあたり、慶応義塾大学教授江坂輝彌先生には、発掘調査の段階から終始御指導いただき、本館小野正文学芸員、文化課八巻与志夫文化財主事には、適切な助言とともに、文献の面でお世話になった。また中空土偶の実測に関しては、山下孝司君の手を煩わした。記して謝意を表する次第である。　（1984.3.1）

註

(1)　大泉村教育委員会 1981『金生遺跡』
座談会 1981「八ケ岳南麓・金生遺跡と縄文晩期の地域的諸問題」『どるめん』29号
新津、八巻、山下 1983「山梨県金生遺跡」『日本考古学年報』33

(2) 山梨県立考古博物館 1983 第1回特別展図録『土偶――千の女神が語る縄文時代の祈りとくらし』

(3) 山梨県考古学協会編 1983『山梨の遺跡』山梨日日新聞社
萩原三雄、末木健 1983『山梨の考古学』山梨日日新聞社
米田耕之助 1984『土偶』ニューサイエンス社

(4) 大山柏、竹下次作、井出佐重 1941「山梨県日野春村長坂上条発掘調査報告」『史前学雑誌』13―3
山本寿々雄 1952「甲斐における stone-circul 類似の遺跡について、略報(Ⅰ)」『甲斐考古学資料集』Ⅲ輯

(5) 山梨県考古学協会編1983『山梨の遺跡』山梨日日新聞社

(6) 高堀勝喜 1964「金沢市近郊八日市新保並びに御経塚遺跡の調査」『押野村史』

(7) 樋口昇一編 1967『佐野』長野県考古学会研究報告書3、長野県考古学会

(8) 外山和夫 1981「主要遺跡・図版解説」『縄文土器大成』④晩期、講談社

(9) 永峯光一 1969「氷遺跡の調査とその研究」『石器時代』9

(10) 気賀沢進、小原晃一 1979『荒神沢遺跡』駒ケ根市教育委員会

(11) 小林秀夫、樋口昇一編 1982『長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書』一茅野市 その5―昭和52・53年度、長野県教育委員会

(12) 江坂輝彌氏御教示。この項における土器に関しては、江坂先生に御指導いただいたが、先生の意を理解しておらないとすれば、それは筆者の責任である。
なお、8～10、15の土器については、本館を訪問された、小林行雄、坪井清足両先生からも御助言をいただいた。

(13) 林謙作 1981「縄文晩期という時代」『縄文土器大成』④晩期、講談社
泉拓良、家根祥多 1982「縄文時代の終末」『日本歴史地図原始古代編』(上)

(14) 註9に同じ

(15) 座談会 1981「八ケ岳南麓・金生遺跡と縄文晩期の地域的諸問題」『どるめん』29号

(16) 大野雲外 1910「土偶の形式分類に就て」『東京人類学会雑誌』第296号
鳥居竜蔵 1922「日本石器時代民衆の女神信仰」『武蔵野及其周囲』
谷川磐雄 1926「土偶に関する二・三の考察」『国学院雑誌』32―5
甲野勇 1928「日本石器時代土偶概説」『日本原始工芸概説』
中谷治宇二郎 1929『日本石器時代提要』岡書院　など

(17) 江坂輝彌 1960『土偶』校倉書房

(18) 白井光太郎 1886「貝塚より出でし土偶の考」『東京人類学会報告』第1巻二号

(19) 大野雲外 1910「土偶の形式分類に就て」『東京人類学会雑誌』第296号

(20) 鳥居竜蔵 1922「日本石器時代民衆の女神信仰」『武蔵野及其周囲』

(21) 八幡一郎 1959「日本の先史土偶」『MUSEUM』99号、に身がわり呪物説が紹介されている。また、野口義麿 1974「遺構から発見された土偶―土偶の意義を探る2」『古代史発掘』3、でも、この可能性ありと指摘されている。

(22) 米田耕之助 1978「学界展望<6>、土偶」『考古学ジャーナル』144号

(23) 米田耕之助 1984『土偶』考古学ライブラリー21、ニューサイエンス社、この中で米田耕之助氏は、土偶の出土状況を次のように分類した。①遺構に伴出する例、②葬制に関係する例、③遺

構はないが、遺跡内に集中して出土する地点がある例、④散在的に出土する例、⑤その他。このうち、①②は宗教的、呪術的な機能にもとづくもの、③④は土器片と同様な出土状況、とされている。

(24) 八幡一郎、前掲書註（21）に同じ
後藤和民 1964「土偶研究の段階と問題点（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）」『考古学手帖』22、23、24

(25) 能登健 1983「土偶」『縄文文化の研究』9、雄山閣

(26) 中谷治宇二郎、前掲書註(16）に同じ

(27) 永峯光一「土偶とは何か」、前掲書註（２）に同じ

(28) 水野正好「土偶とは何か」、前掲書註（２）に同じ

(29) 吉田敦彦「土偶とは何か」、前掲書註（２）に同じ

(30) 八幡一郎、前掲書註（21）に同じ

(31) 土偶の使われ方については、鈴木正博氏により、上位、下位という二種の土偶の違いが指摘されている。鈴木正博 1982「埼玉県高井東遺跡の土偶について」『古代』72号、早稲田大学考古学会。これは、集落単位の使用と、住居乃至個の使用という、使う側の立場の違いにもとづくものであり、両者とも「壊される」土偶であることに変りはない。筆者のいう使われ方の違いとは、「壊される土偶」と「壊されない土偶」という意味である。

また、『土偶』(前掲書註(23)に同じ)中で、米田耕之助氏は、土偶の大小は、用途の違いにもとづくという可能性を指摘され、更に、座した土偶、妊娠した土偶など、多くの形態や出土状況の多様性から、土偶の用途も多面的に想定されている。こうした場合、筆者の言う「使われ方」も当然この中に含まれようが、その目的については、検討が必要であろう。

(32) 註（27）に同じ

(33) 註（27）に同じ

(34) 中空大土偶、長野県飯山市深沢、サントリー美術館 1969 春の特別展『土偶と土面』所収

(35) 中空大土偶、新潟県中魚沼郡津南町上野、前掲書註（34）に同じ

(36) 志村滝蔵 1965『坂井』地方書院、山梨県立考古博物館「土偶」展では、この土偶を女性と見做し、誕生土偶として取り扱かった。

(37) 石川県河北郡宇ノ気町上山田貝塚出土、前掲書註（34）に所収

(38) 長野県上伊那郡辰野町泉水遺跡出土、辰野町郷土美術館 1980『信濃の土偶』

(39) 永峯光一 1977「呪的形象としての土偶」『日本原始美術大系』3、講談社

(40) 水野正好 1979「土偶」『日本の原始美術』⑤、講談社

(41) 容器形土偶については、近年石川日出志氏、宮下健司氏らにより系統だった研究が進められている。石川日出志 1982「村尻遺跡出土のヒト形土器」『村尻遺跡Ⅰ』新発田市教育委員会、宮下健司 1983「縄文土偶の終焉—容器形土偶の周辺—」『信濃』35巻第８号。宮下氏はこの中で「縄文土偶がどのような社会背景の中で、毀される土偶から変質し、人の死や墓制と深い関わりを持つようになったか」と、容器形土偶への展開を問題視されている。かような問題に対する一つの解釈として米田耕之助氏は、「誕生の意味で作られた土偶も時期を追うに従って死を意味するものへと変化していく」流れの中で、目を閉じた状態に死を表現した遮光器土偶へと発展し、更に「骨を納めることの可能な容器形土偶」へと展開するとしている（米田耕之助前掲書註23）が、ここでは、あくまでも、女性の持つ能力の発展過程の中で、中空土偶や容器形土偶を位置づけてみたい。いずれにせよ、宮下氏の指摘された社会背景の問題は今後に残されて

いよう。

(42) 都留市教育委員会 1973『中谷遺跡』

(43) 中空大土偶、山形県飽海郡遊佐町杉沢、宮城県刈田郡蔵王町鍛冶屋敷、前掲書註（34）所収

(44) 註（40）に同じ

(45) 註（40）に同じ

(46) 江坂輝彌 1960『土偶』校倉書房、所収

(47) 遮光器土偶については、註(41)で記したように、死を意味した土偶という米田氏の把え方がある。その是非は別として、女性を表現したものであることに変りはなかろう。

(48) 林茂樹、本田秀明 1962「野口墳墓遺跡調査概況」『伊那路』6—10

(49) 川崎義雄、能登健 1969「調布市下布田遺跡の特殊遺構」『考古学ジャーナル』№34

(50) 寺村光晴 1973「寺地硬玉遺跡」『月刊文化財』121

(51) 中山誠二 1983「山梨県の初期弥生土器」『東日本における黎明期の弥生土器』

(52) 末木健 1975『山梨県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書』山梨県教育委員会

縄文時代早期・前期初頭の土器について

――釈迦堂遺跡群を中心として――

小　野　正　文

1　はじめに

県下における縄文土器研究は、近年中期の曽利式土器の集成が行われ、その分布と変遷が明らかにされ、この地域は曽利式土器が主体的に分布する地域であることが、改めて認識されるに至った（註１）。しかしその他の時期については、依然として南関東編年と信濃編年の中間地帯にあって、この地域の編年表は空白の部分があまりに多いのである。この空白を埋めるべく作業を進めているが、遅々として進まない状況にある。こうした学術的な欲求とは別なところから、大規模開発にともなう事前調査として、かって考えられなかった広大な面積の発掘調査が実施された。その結果として膨大な資料がもたらされたのである。我々はただこの膨大な資料を前に沈黙を守っている訳にはいかない。報告書をまとめる前に、あえて未熟な考えを呈して、批判を乞い研究の出発点としたい。

なお、本稿は神奈川考古同人会主催のシンポジュウム「縄文時代早期末・前期初頭の諸問題」へ参加したことを契機として、県下の神之木台・下吉井式土器の変遷を追うものである。

2　神之木台式土器の概念規定

神之木台式土器の型式学的特徴は、その報告書である「横浜市神之木台遺跡出土の縄文時代遺物」(註２）に十分語られている。これを簡略にまとめると次のようになる。

①　器形は（４単位の）波状口線および平縁の尖底をなす。
②　器面には貝殻条痕を残すものがほとんどであるが、部分的に磨消されたものもある。
③　隆帯は波状口縁の頂点、小尖起などから垂れ下がるようにつけられている。または水平にめぐっている。いずれの場合も、それに縦の短い隆線が付けられることが多い。
④　隆帯上には刻目と無文のものが多く、条痕や背圧痕を施したものは少ない。
⑤　胎土には繊維を含む。

以上が神之木台遺跡の神之木台式土器である。1982年、83年の両年にわたって（註３）、渋谷昌彦氏は上記のような特徴をもつものより、一時期古く、神之木台式土器に直接影響を与えた土器として神之木台Ⅰ式（仮称）を提示した。具体的な資料として、埼玉県大古里遺跡、卜伝遺跡、神奈川県上浜田遺跡、東京都立野遺跡、静岡県上ノ坊遺跡、駿河山王遺跡、長野県カゴ田遺跡の出土土器をあげられた。これらの土器は伴出したと思われる東海系土器および隆帯文のモチーフなどから、神之木台式土器に先行するものとしての、型式学的必然性は十分に認められる。

筆者は釈迦堂・乾草峠遺跡出土資料の検討から、神之木台式土器の型式概念をそのまま踏襲して、それに甲駿地域の地域性を加味して考えている。特に垂れ下がり隆帯・水平隆帯・縦の隆線の存在は、神之木台式土器の大きな特色である。神之木台式土器の隆帯の基本的三形態といってよいものである。なお甲駿地域では胎土に繊維を含まない傾向が強いようである。神之木台遺跡の神之木台式土器についても繊維の含有は少ないのである。

3　分類と分析

甲駿地域における神之木台式土器の初頭に位置づけられるものについては、すでに別稿にまとめている。本稿では下吉井式土器との比較のため、神之木台式土器の細分を追って概要を記したいと思う。神之木台式土器は1982年に渋谷氏がⅠ式・Ⅱ式に細分を行っている。筆者も基本的に2分して考えるのが適切であると考える。しかもなお、先述の神之木台式土器の型式概念を逸脱しないものを抽出することに努めて、甲駿地域の該期の土器を次のように分類した。第1段階は隆帯上に刻目をもつもの、第2段階は貝殻背圧痕および条痕を施すものである。

神之木台式土器	型　式　学　的　特　徴
第1段階A類	断面三角形隆帯に貝殻腹縁刻目
〃　B類	断面三角形隆帯にヘラ状工具による刻目
第2段階A類	断面三角形隆帯に貝殻背圧痕を間をあけて施文
〃　B類	断面台形隆帯に貝殻背圧痕を連続的に施文
〃　C類	断面台形隆帯に貝殻条痕を施文

分類の基準は隆帯の断面形状とそこに施される施文具・施文法である。第1段階A類の基本資料は釈迦堂SB—36、SB—14、SB—17、SB—53と乾草峠遺跡の1号住居址、2号住居址、5号住居址、6号住居址、8号住居址、13号住居址出土土器である。これらの土器の隆帯モチーフは多様で、垂れ下がり隆帯、水平隆帯、縦の隆線、V字状隆帯、ワラビ手文隆帯などがある。V字状隆帯は、神之木台遺跡の神之木台式土器であるJ類の中に含まれているが、型式概念からは逸脱するものと思われる。X字状隆帯についても、除外されるものである。ワラビ手文隆帯については、特異なもののような感じを受けるが、波状口縁の波頂部から垂れ下がる隆帯の存在、波状口縁波底部に見られる縦の隆線の存在と水平隆帯が波頂部の下部でとぎれて、ワラビ手文化するものであるから、神之木台式土器の型式概念に近いものであると思われる。

現時点の資料では、X字状隆帯、V字状隆帯をもつ土器についても、出土関係からとりあえず、第1段階A類の中に含めて考察を進めて行きたいと思う。ただしV字状隆帯については、駿河山王遺跡B地点の資料が、隆帯下部に貝殻菱文をもつことや、他の資料を比較検討すると、東海系土器では石山式併行段階から存在するものであることが予測される。

ところで、釈迦堂では上記の無繊維の一群の土器とは別に、繊維を多量に含んだ土器群がある。これが神之木台式土器の各段階から下吉井式土器の各段階まで、一系的に変遷している。この土器群は現在のところ、釈迦堂以外では、勝沼氏館跡D地区と長野県芥沢遺跡に認められるのみである。換言すれば最も山梨的な土器ということになろう。将来予測される分離をも含めて、一括してX類と呼んでおきたい。X類は、口辺部に一条ないし二条のタガ状隆帯をめぐらすものが大部分である。隆帯断面はカマボコ状をなし、隆帯上は何も施文されないものと、丸棒状工具およびヘラ状工具による斜めの刻目を施すものがある。

第1段階A類と伴出したSB—17のX類は、縦の隆線と水平隆帯が認められ、波状口縁波底部小突起から垂れ下がった隆帯が、波頂部から垂下した縦の隆線の脇でワラビ手文化したものである。これもまた神之木台式土器のもつ隆帯の三形態に近いものであるから、神之木台式土器の範ちゅう

に入るものと思われる。

4　他型式の併行関係

神之木台第１段階Ａ類の時間的位置付けは、現在のところ、東海系土器との伴出関係にたよらざるを得ない。釈迦堂ＳＢ—53では、天神山式土器（集合波状文）が伴出している。乾草峠遺跡では天神山式土器と確定できる資料の出土はなく、他の遺跡もまた同様である。現況では釈迦堂の事例をもって、この神之木台第１段階Ａ類を天神山式土器のうちの集合波状文をもつものと併行関係に置きたいと思う。

また第１段階Ｂ類としたものは、隆帯上をヘラ状工具で刻むものである。刻目はＡ類の貝殻腹縁によるものと工具が違うだけで、断面三角形の隆帯を刻むという手法において同一であるといえる。実際、施文具の観察は実物を詳細に吟味しないと判別が難しい。釈迦堂ＳＢ—11で天神山式土器（集合波状文）の伴出により、時間的位置付けできる。Ａ類とＢ類は現況では時間的に区分はできず、同一時期において置きたい。

第１段階Ａ類の分布は、静岡県木島遺跡、乾草峠遺跡、日向遺跡？、山梨県釈迦堂、勝沼氏館跡Ｄ地区、神奈川県神之木台遺跡、上浜田遺跡、東京都野川遺跡、山崎北遺跡などに認められる。このうち釈迦堂、乾草峠遺跡では、住居址が検出されており、このＡ類が時間的、空間的に存在することは明らかである。Ｂ類については、住居址の検出はあるが、分布に問題を残している。

さて、第２段階Ａ類は、断面三角形の隆帯にやや間隔をあけて、貝殻背圧痕で押圧するものである。乾草峠遺跡の４号住居址、９号住居址のまとまった資料を基本としたいと思う。この住居址から伴出した東海系土器は塩屋上層式土器Ｂ類（註４）または木島Ⅱ式（註５）であるから、第２段階Ａ類はこの時期に置かれる。

遺物の実見が進行していないが、分布にやや地域性が認められる。山梨県釈迦堂、静岡県乾草峠遺跡、神奈川県神之木台遺跡の中にも数点ある。

第２段階Ｂ類は、断面台形の隆帯上に貝殻背圧痕を連続的に施文するものである。Ａ類とＢ類の中間的なものもあるが、隆帯の断面形状を分類の基準としたいと思う。Ｂ類の隆帯はやや幅広く、高くなる傾向にある。釈迦堂ＳＢ—18、ＳＢ—13出土資料がその好例である。乾草峠遺跡では３号住居址の資料がＢ類であるが、Ａ類の出土もあり、Ａ類とＢ類が時間的に近いことを示している。甲駿地域では、このＢ類と併行する東海系土器は不明である。

さて、神之木台遺跡の資料は、これら甲駿地域の資料をもとにした分類基準では区分できないほど地域性があると思われる。神之木台遺跡の資料はカマボコ状断面をもつものが多く、隆帯上をヘラ状工具で斜めに刻むものと無文のものが大部分である。ここに時間差と地域差の存在を予測させるのであるが、甲駿地域では東海系土器との併行関係から、連続した変遷が認められるので、この間に神之木台遺跡で主体的に出土した神之木台式土器を挿入させる余裕はないと思われる。やはり、カマボコ状断面をもつ隆帯を斜めに刻むものは、埼玉県打越遺跡などに類例があり、地域差の存在が認められるであろう。

第２段階Ｂ類と東海系土器との関係は、神之木台遺跡に求められる。つまり神之木台遺跡出土の隆帯に貝殻背圧痕をもつ土器（図版Ⅺの下段左）が第２段階に比定されると思われる。また同じ第３層から出土した東海系土器は、やや上部から出土したという。この東海系土器は塩屋上層式土器Ａ類に帰属すると思われるが、Ａ類には若干の時間的幅がありそうである。渋谷氏の編年でいえば、木島Ⅱ式とⅢ式の中間的な存在である。神之木台遺跡では神之木台式土器を出土する第３層と下吉

井式土器を出土する層との間には、層位関係が認められ、木島Ⅲ式は下吉井式と併行関係におかれるので、第2段階B類は木島Ⅱ式ないしその直後に置かれ、木島Ⅲ式以前という位置づけが可能である。

第2段階C類については、考察する資料が乏しいので、ここでは触れないことにするが、出土資料からは、神之木台式から下吉井式へと移行する時期に位置づけられることは明らかである(註6)。

5　型式の仮設

そこで、筆者は甲駿地域において、神之木台式土器の型式概念から逸脱しないものとして、神之木台第1段階A類、B類、第2段階A類、B類、C類を設定してきた。これに伴出関係から東海系土器をそれぞれ充当させてきた。それは次の表のようにまとめることができる。

神之木台式土器	東海系土器（愛知）	東海系土器（静岡）
第1段階A類 〃　B類	天神山式土器（集合波状文）	
第2段階A類	塩屋上層式土器B類	木島Ⅱ式
〃　B類 〃　C類	塩屋上層式土器A類	木島Ⅱ式ないしその直後

そして、これに分布を加えることによって、それが土器型式として成立するか否かの可能性を探ってきた。決して充分な論証とはいえないが、第1段階A類をもって、釈迦堂早期第1型式として成立すると考えられる。またB類については、分布に問題が残り、時間的にもA類と同じであるが、釈迦堂では住居址単位でまとまった出土があるので、多くの課題を含めて早期第2型式としておきたい。あるいは早期第1型式の中で解決できるかもしれない。第2段階A類は、現況では分布が狭いが、乾草峠遺跡の良好な出土例からこれを早期第3型式としておきたいと思う。同B類については地域性の問題があるが、これを早期第4型式としておきたいと思う。同C類については、資料に恵まれず、また遺構の検出がないので、問題を後日に送っておきたいと考えている。早期第3型式については、乾草峠式という名称の方がより適切であるかもしれない。なお、今回はX類についての検証はできなかったが、それぞれの型式に含まれるX類がある。釈迦堂早期第1型式をSⅠ式として以下、それぞれ釈迦堂S2式、S3式、S4式と仮称しておきたいと思う。

6　下吉井式土器の概念規定

神之木台式土器に続く土器型式は下吉井式である。下吉井式のタイプサイトである下吉井遺跡の発掘は1966年、67年に実施され、70年に報告された（註7）。岡本勇氏は出土土器をA類、B類、C類に分類された。B類は花積下層式、C類は東海系土器である。A類を更に「口縁部に隆帯をめぐらしたもの」・「口辺部に半截竹管による文様を配したもの」・「まったく文様を有しないもの」に分類している。

下吉井式土器にとって重要なのは、1970年の岡本氏の予察と1977年の高橋雄三氏の下吉井遺跡出土土器の分析と神之木台式土器の設定である（註8）。この分析によって、下吉井式土器は型式内容を明らかにされた訳である。下吉井式土器の70年から77年までの間の使用は、いわゆる下吉井式土器として研究者に慣用されていたのである（註9）。77年以後は神之木台式を分離したややスリムな型式となったのである。この間の下吉井式土器について、研究史的に追ってみる必要がある。

では、下吉井式土器の型式内容を明らかにするために、下吉井遺跡A類――いわゆる下吉井式土

器の内容を文意をそこねないように要約してみよう。

下吉井A類－1類（口縁部に隆帯をめぐらしたもの）

① 隆帯は1本のみのもの、2本のみのもの、複数な文様を表現したものの区別がある。

② 1本隆帯のものには縦に交差する隆帯を配したものがかなりあり、神之木台遺跡ではほぼ純粋に出土している。

③ 2本隆帯のものは縦に交差する隆帯はみあたらない。

④ ふつう隆帯上には付加文はみられないが、ときたま貝殻条痕や圧痕あるいは押引、点列などがある。

⑤ 2本の平行隆帯の間にジグザグ隆帯を配したものや、さらに複雑な隆帯をあらわしたものが僅かであるが存在する。

下吉井A類－2類（口辺部に半截竹管による文様を配したもの）

⑥ 波状口縁と平縁が相半ばしている。

⑦ 施文具として使用された半截竹管は、四截あるいはそれ以下のものが多く、棒状になったとみるべきものがある。

⑧ 口縁にそって沈線を引き、その下に主文様をえがく、さらにその下に隆帯または沈線でおさえる。

⑨ 主文様の上縁は同一施文具による沈線で区画されるがまれに隆帯のものもある。

⑩ 主文様の下縁には隆帯と沈線の両方の場合があり、隆帯の上には押引文のついたものが多い。

⑪ 主文様は、沈線文、山形のジグザグ文、蕨手文、平行沈線文、弧線文、渦文など単純なモチーフを表現している。波状文と山形文が圧倒的に多い。

下吉井A類－3類（まったく文様を有しないもの）については、本稿では省略しておく。では、この岡本氏の分類の上にたった高橋氏の分類のあとを箇条書きにして、文意をそこねないように、記述してみよう。

下吉井A類－1類－a

これは、先述した②にあたり、縦に交差する隆線の存在から、神之木台式として分離された。

下吉井A類－1類－b

ⓐ 水平な隆帯のみで、縦の隆線は見られない。

ⓑ 隆帯は二条のものが多い。

ⓒ 隆帯上には貝殻条痕が施文されたものが多いが、押引文が施されたものと何も施文されないものがある。

ⓓ 平口縁が多い。

下吉井A類－2類－a

ⓔ 隆帯のほかに沈線文を有するものである。

ⓕ 隆帯は沈線による文様帯の上縁あるいは下縁にめぐらされている。

ⓖ 隆帯上には、貝殻条痕、押引、点列などが施文され何も施文されないものはほとんどない。

ⓗ 沈線文は押引いて施文されたものとそうでないものとがある。

ⓘ 押引文の中には半截竹管の外側を器面に向けて施文したものがかなりある。

ⓙ 口縁は波状と平縁とがほぼ半々である。

下吉井A類－2類－b

ⓚ 隆帯を持たずに沈線のみで、文様が構成されている。

ⓛ 沈線文は押引いて施文されたものより、そうでないものの方が多い。

ⓜ 口縁は波状と平縁がある。

こうして見てくると、高橋氏は岡本氏のA類の中から1類－aの部分を取り除き、神之木台式として独立させ、また岡本氏⑤の部分は不明な点が多いとして、1977年の時点では除外していることがわかる。そしてこの下吉井遺跡の土器から神之木台式土器を分離した時の最も大きな型式学的特徴は、交差する縦の隆線（十字隆帯）であったことが改めて注目されるのである。だから高橋氏のいう下吉井式土器の隆帯のみをもつものは、非常に単純な様相を示して、ただ一本ないし二本の水平隆帯をもつもののみに限られているのである。

今日の資料的増加を見れば、再度岡本氏の⑤の部分を復活させて、下吉井式土器を考える段階に来ている。ただ⑤の部分は神之木台式に含まれる部分と下吉井式に含まれる部分があることはいうまでもない。研究史的に一つ一つの論文、報告を検証しなければならないが、後日下吉井式土器全般について触れる機会の課題としておきたいと思う。すでに1982年、渋谷昌彦氏は①および⑤の部分を、「神之木台式土器からの隆帯文の系譜を引いたもの」として取りあげたのである。

7　分類と分析

そこで、釈迦堂の下吉井式土器を分析する前に、改めてその型式内容について触れておきたいと思うが、あまりにも内容が豊富であるから、これを分離して考えてみたいと思う。一般に、隆帯文のみのもの、隆帯文と沈線文が組み合わさったもの、沈線文のみのものに分けられる。本稿では沈線文のみのものは除外して論を進めたいと思う。それは県下に類例が乏しく、直接手にとって観察する機会に恵まれないからである。

上記の3分類をそれぞれ第1段階、第2段階、第3段階と呼称しておく、それぞれの段階は細かな特徴によって、更に分類される。分類の基準が型式内容を鮮明にすることになると思われる。分析の対象は釈迦堂の資料なので、おのずと地域性を帯びたものになっている。

下吉井式土器	特　　徴
下吉井第1段階A類	神之木台式的な隆帯文を除いた隆帯モチーフ，水平二条の隆帯が多い、隆帯上には、背圧痕、条痕、無文がある。
〃　　B類	隆帯上に一次施文として、背圧痕、条痕、無文があり、その上に二次施文として、貝殻腹縁刺突、押引文、沈線文が施される。
下吉井第2段階A類	文様帯上縁を隆帯ないし、押引文で区画し、器面に押引文で主文様を施し、文様帯下縁を隆帯で区画するもの
〃　　B類	文様帯上縁を隆帯ないし沈線で区画し沈線文で器面に主文様を施し、文様帯下縁を隆帯で区画するもの
〃　　C類	文様帯上縁を区画する隆帯ないし沈線が消失し、主文様は沈線で施され、隆帯下にも施文され、文様帯下縁が崩壊する。

この下吉井式土器の隆帯の特徴は、幅広、扁平である。モチーフは平行隆帯の間にジグザグ隆帯

を配したものが神之木台第2段階A類より伝統的に存在するが、下吉井式に属するものは、隆帯上に二次施文（註10）があることが多い。また平行隆帯の間に小単位の渦巻隆帯が繰りかえし施されるものが多く、これは沈線文においても同様な傾向にある。神之木台式の隆帯が4単位を基本とし、垂れ下がり隆帯、水平隆帯、縦の隆線が独立してあるいは組み合わさって施されるのとは大きな違いである。水平隆帯は神之木台式、下吉井式の両型式にも認められるが、垂れ下がり隆帯は神之木台式土器のメルクマールとなり得るものと思われる。縦の隆線については、中部地方では、前期の中葉まで断続的に認められ、その間も埋められそうであるから、分類の基準としては非力である。

下吉井第1段階B類の基本資料は釈迦堂ＳＢ—22である。この住居址の出土土器は、隆帯上に刺突文を施したものとこれと併行するX類から成立している。この第1段階B類の分布は、神奈川県北山田遺跡、下吉井遺跡、東京都藤の台遺跡、山梨県釈迦堂、静岡県木島遺跡などにある。

第2段階A類の基本資料は釈迦堂ＳＢ—47出土の一括資料である。中にX類が出土している。このA類は隆帯上のみならず、器面にも押引文が施されたもので、結節沈線文を大きな特色とする。分布は神奈川神之木台遺跡、東京都落越遺跡、静岡県乾草峠遺跡、山梨県釈迦堂、長野県芥沢遺跡などに認められる。

8　他型式との伴出関係

渋谷氏は木島式土器と下吉井式土器の伴出関係を詳しく分析している。氏が下吉井Ⅰ式と木島Ⅲ式と花積下層式の古い段階との併行関係を説かれた長野県北高根A遺跡10号住居址出土の下吉井Ⅰ式土器は、筆者のいう下吉井第1段階A類に比定される。ここで下吉井第1段階と木島Ⅲ式の併行関係が成立するのである。第2段階A類の資料については、長野県芥沢遺跡1号住居址の出土資料がすぐれている。やや内容が豊富であるが、神之木台第2段階の新しい部分に属する神之木台式、下吉井第2段階A類に属する下吉井式、釈迦堂X類、花積下層式、木島Ⅱ式、木島Ⅲ式が出土している。これまで述べてきた論旨に従えば、神之木台式と木島Ⅱ式の組み合せと、下吉井式と木島Ⅲ式と花積下層式の組み合せが存在したことになる。釈迦堂X類はいずれにも伴出するものである。

また渋谷氏のあげられた長野県十二ノ后127 号住居址の事例については、検討の余地が残されていそうである。折越13号住居址の資料は第2段階C類に属するもので、花積下層式との併行関係が明らかとなる資料であり、これは花積式土器の検討の中から、論議されてよいものであろう。

以上、木島式土器との併行関係は非常に貧弱な事例にたよらざるを得ないが、下吉井第1段階B類も同第2段階A類もともに木島Ⅲ式と併行関係に置かれ、あえて第1段階、第2段階の分離を必要としないという考えも成立する。しかしながら、釈迦堂では、第1段階B類を出土するＳＢ—22と第2段階A類を出土するＳＢ—47とでは、地点を異にして別個の集落を形成したと考えられるので、同時期に存在したというより、むしろ異時期の存在と理解する方が、縄文時代一般の傾向である。

9　型式の仮設

山梨県における前期初頭（註11）におかれる資料としては、下吉井第1段階B類を基礎的な資料として、現況では同A類をも含めて、釈迦堂前期第1型式としておきたいと思う。また第2段階A類は釈迦堂ＳＢ—47で実によくまとまって出土しているので、これを基礎として、前期第2型式としておきたいと思う。同B類とA類の差は時間差か地域差か問題を残すところである。この型式までが神之木台式土器から続く下吉井式土器の隆帯文をもつ土器群の伝統的な分布地域である。これ

以後に位置付けられる下吉井第２段階Ｃ類に至って、やや分布を異にするようである。

そこで、早期の土器にならって、釈迦堂前期第１型式と同第２型式をそれぞれ釈迦堂Ｚ１式、同Ｚ２式と仮称しておきたいと思う。

10 最後に

本稿はもとより整理作業途上における中間的、予察的考察であり、多くの危険を犯しており、今後の研究によって、全面改訂をよぎなくされるであろう。しかしながら、「型式――地方差・年代差を示す年代学的な単位」を設定しなければ、考古学の本来的な目的は達せられないものと考えて、あえて稿をおこした。

本稿を書く刺激を与えていただいた神奈川考古同人会の方々、シンポジウム参加者、埋文センター一宮分室のメンバー、博物館の同僚諸氏に、末筆ながら感謝申し上げます。

縄文時代早期末～前期初頭の編年案

	東海地方（愛知県）	東海地方（静岡県）	中部地方（山梨県）	関東地方（神奈川県・東京都）	関東地方（埼玉県）
早期	天神山式（集合波状文）		釈迦堂Ｓ１・Ｓ２式	（小山田№28遺跡）	打越式
	塩屋上層式土器Ｂ類	木島Ⅱ式	釈迦堂Ｓ３式		
	塩屋上層式土器Ａ類	木島Ⅱ式ないしその直後	釈迦堂Ｓ４式	神之木台式	（打越６号住居址）
前期		木島Ⅲ式	釈迦堂Ｚ１式	下吉井式	（打越379号土拡）
		木島Ⅲ式	釈迦堂Ｚ２式	下吉井式	

（1984.3.13）

註

(1) 神奈川考古同人会　1980　シンポジウム「縄文中期後半の諸問題」・『神奈考古』10
末木健・米田明訓・奈良泰史　1981　「縄文中期後半の諸問題」・『神奈考古』11

(2) 高橋雄三・吉田哲夫　1977　「横浜市神之木台遺跡出土の縄文時代遺物」・『調査研究集録』第２冊、Ｐ65～99

(3) 渋谷昌彦　1982　「木島式土器の研究」・『静岡県考古学研究』11　Ｐ１～17
渋谷昌彦　1983　「神之木台・下吉井式土器の研究」・『小田原考古学研究会会報』11　Ｐ１～25

(4) 塩屋上層式土器については、誤解を生じやすいので、磯部幸男・杉崎章・久永春男、1965「愛知県知多半島南部における縄文文化早期末～前期初頭の遺跡群」・『古代学研究』41　Ｐ１～12に準拠する。

(5) 木島式土器ほど設定者により内容の違う土器は日本考古学史上の上でも特記されるものであ

ろう。この中で（註３）の渋谷昌彦氏の分類が明解である。渋谷分類に準拠する。

(6) 東京都藤の台遺跡の出土資料が、この期のものである。交差する隆帯、十字状隆帯の存在は神之木台式土器であるが、垂れ下がるべき隆帯があまり垂れ下がらずに口縁部にそっている点は、神之木台式土器それ自身が崩壊しつつある状態を示している。いずれにしろ過渡期の資料である。

(7) 横須賀考古学会　1970　『下吉井遺跡』Ｐ21～38　埋蔵文化財発掘調査報告１

(8) （註２）に同じ。

(9) 縄文土器型式の中には、しばしば慣用としての型式名がある。土器型式の設定は縄文土器研究の根幹にかかわる問題だが、その手順については、十分論議がつくされていない。その意味で本稿は多くの危険を犯している。

(10) 二次施文とは、下吉井式土器の隆帯に見られる隆帯上の背圧痕・条痕・無文を一次施文として、この上に更に貝殻腹縁刺突文や押引文を付加するものを二次施文とすると、この二次施文が下吉井式土器の特色である。

(11) 早期と前期とをどの土器型式をもって区分するか、大きな問題であるが、土器型式の大別は本来細別が進行するなかで、解決されるべき問題であるので、本稿ではとりあえず、下吉井式土器から前期として論を進めている。

出典文献名。なるべく原典にあたるようにつとめたが、手もとにないものは、『神奈川考古』17号、1983を使用した。

山 梨 県

○釈迦堂遺跡群　小野正文　1983　『神奈川考古』17号　山梨県図版１～11

○勝沼氏館跡Ｄ地区　信藤祐仁　1983　『神奈川考古』17号　山梨県図版17～18

静 岡 県

○上の坊遺跡　河辺寿栄・佐藤民雄・江藤千萬樹　1939　「伊東市上の坊石器時代遺跡調査報告」『考古学』10－８　Ｐ 436 ～ 475

○駿河山王遺跡　稲垣甲子男・笹津海祥・望月薫弘　1975　『駿河山王』富士川町教育委員会　これは『木島』に再録されている。

○乾草峠遺跡　鈴木敏中　1983　『神奈川考古』17号　静岡県図版22～27

○中峰遺跡　小野真一ほか　1971　『上長窪遺跡群』　長泉町教育委員会

○木島遺跡　渋谷昌彦ほか　1981　『木島』　富士川町教育委員会

神奈川県

○神之木台遺跡　高橋雄三　吉田哲夫　1977　「横浜市神之木台遺跡出土の縄文時代遺物」・『調査研究集録』第２冊　Ｐ65～99

○上浜田遺跡　山本暉久ほか　1979　『上浜田遺跡』　神奈川県埋蔵文化財調査報告15

○下吉井遺跡　岡本勇　1970　『下吉井遺跡』　神奈川県埋蔵文化財調査報告１

東 京 都

○立野遺跡　加藤恭朗ほか　1980　『立野』　東久留米市埋蔵文化財調査報告・第５集

○野川遺跡　安孫子昭二ほか　1983　『神奈川考古』17　東京都図版４～５

○山崎北遺跡　戸田哲也　1983　『神奈川考古』17　東京都図版６～７

○落越遺跡　三木勉　1982　『落越遺跡』　八王子教育委員会　『神奈川考古』17の東京都図版

13を使用

埼 玉 県

○大古里遺跡　青木義修・高野博光ほか　1976　『大古里遺跡発掘調査報告書』

○卜伝遺跡　宮崎朝雄・鈴木秀雄・昼間孝志　1980　『卜伝』　埼玉県遺跡発掘調査報告書第25集

○打越遺跡　麻生優・荒井幹夫・小出輝雄ほか　1978　『打越遺跡』　富士見市文化財報告第14集

長 野 県

○カゴ田遺跡　友野良一・伊藤修・赤羽義洋　1978　『カゴ田』　飯島町教育委員会

○芥沢遺跡　藤森栄一　1953　『川岸村史』『神奈考古』17　長野県図版15を使用

○北高根Ａ遺跡　山岡栄子　1973　「北高根遺跡」『長野県中央道調査報告書── 南箕輪村その１、その２──』

○十二ノ后遺跡　樋口昇一ほか　1976『長野県中央道調査報告書 ──諏訪市その４──』

図　　版

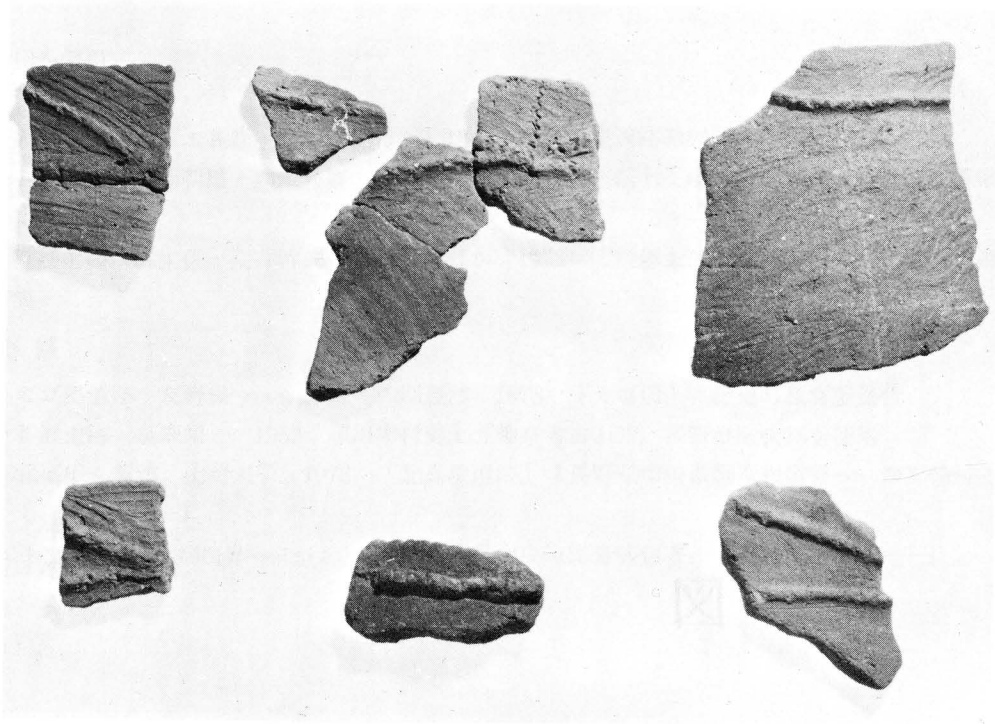

No. 1.　S－Ⅰ区　SB－36出土　神之木台第1段階A類

No. 2.　S－Ⅰ区　SB－14出土
神之木台第1段階A類

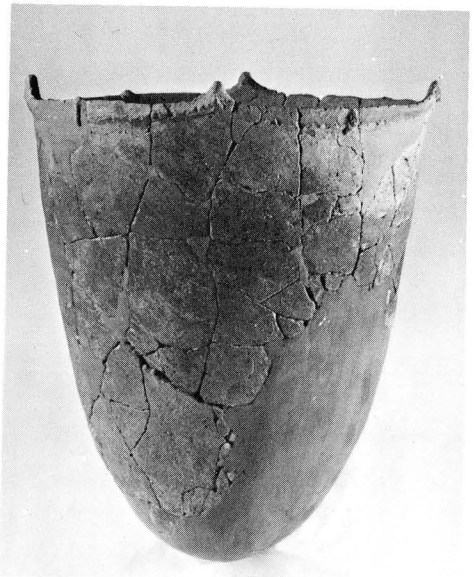

No. 3.　S－Ⅰ区　SB－25出土
神之木台第1段階B類

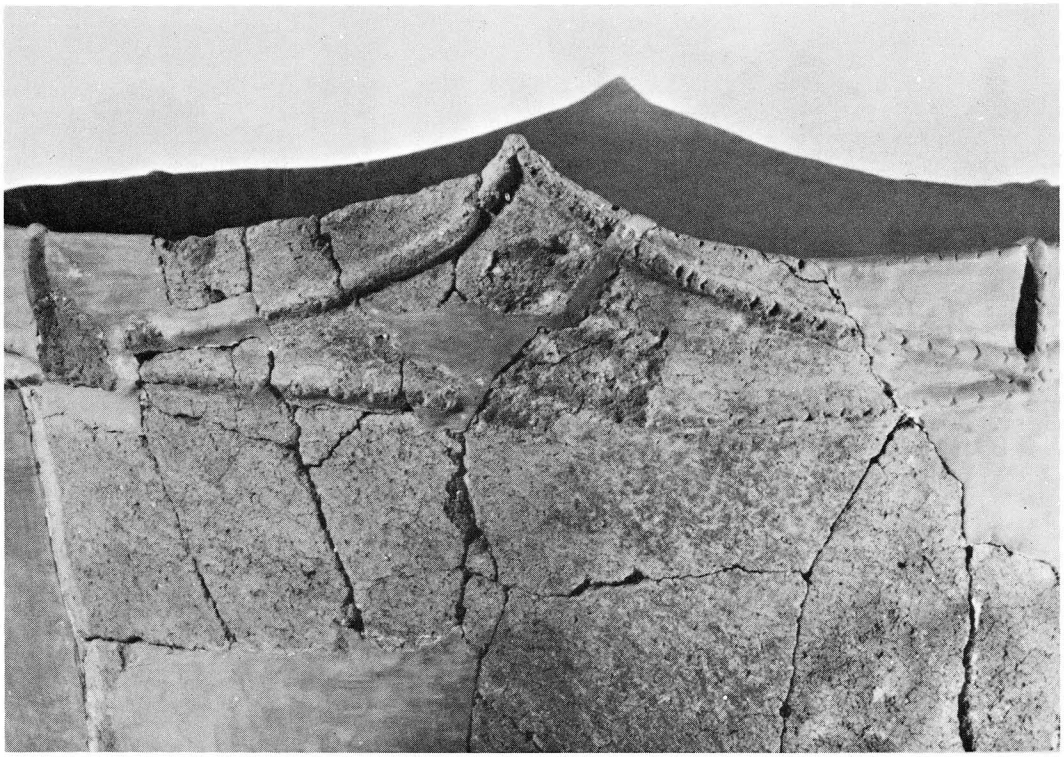

No. 4.　神之木台第1段階A類部分

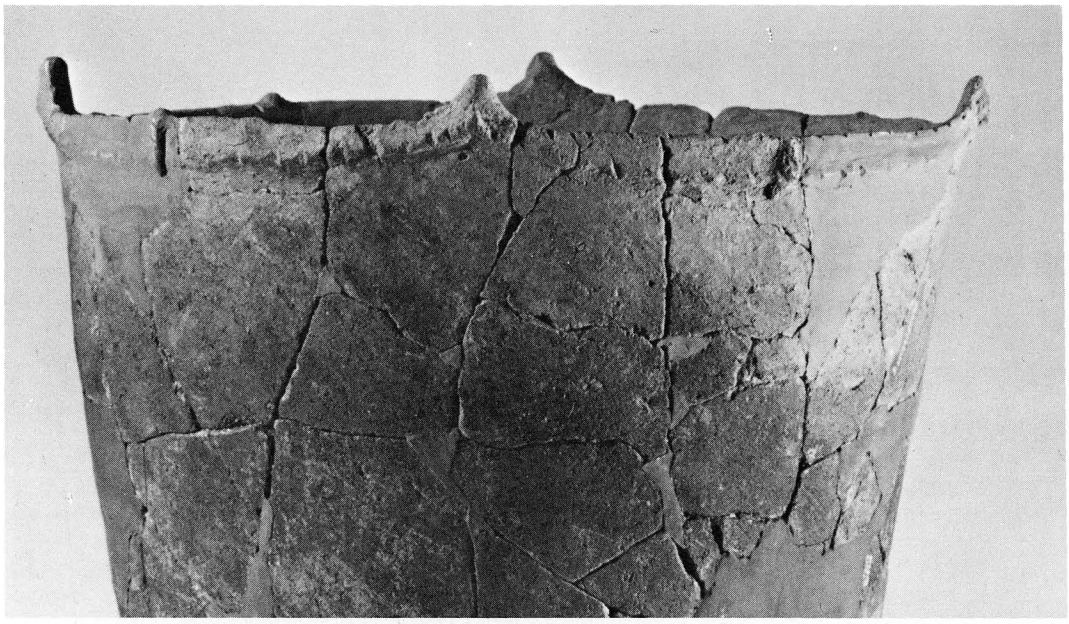

No. 5.　神之木台第1段階B類部分

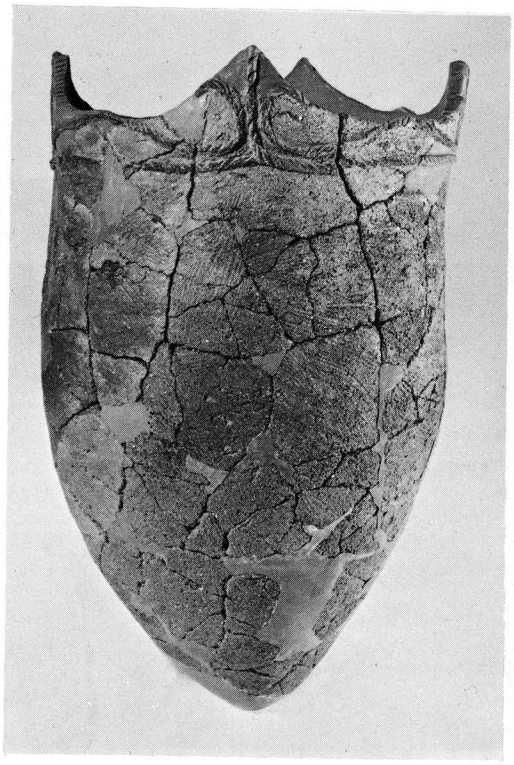

No. 6.　S－Ⅰ区　SB－17出土
釈迦堂X類

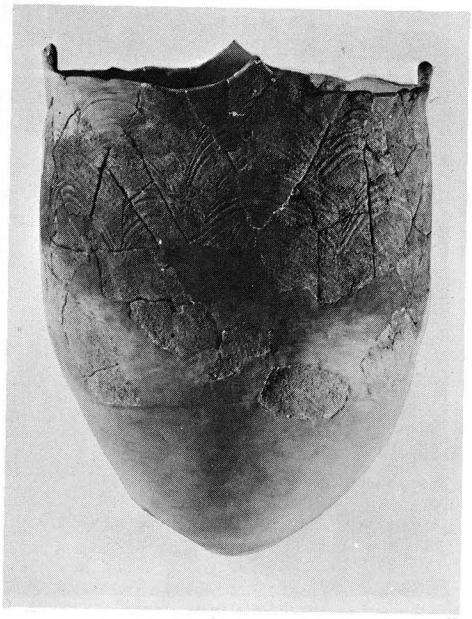

No. 7.　S－Ⅰ区　SB－50出土
天神山式土器

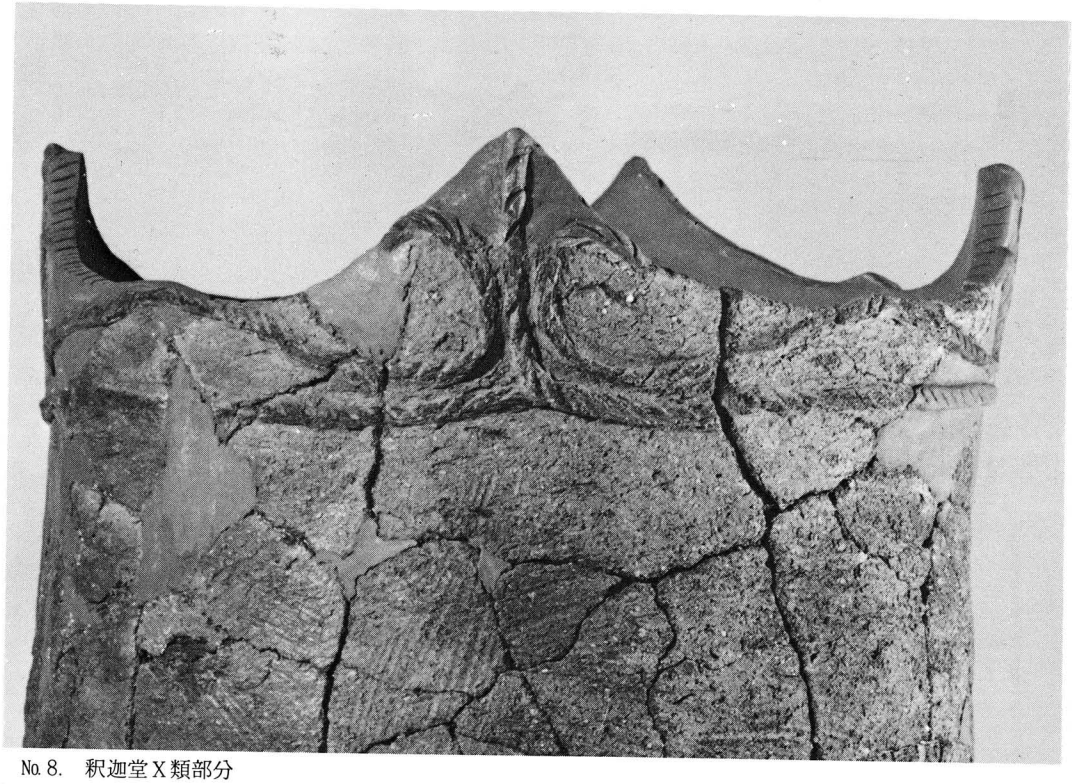

No. 8.　釈迦堂X類部分

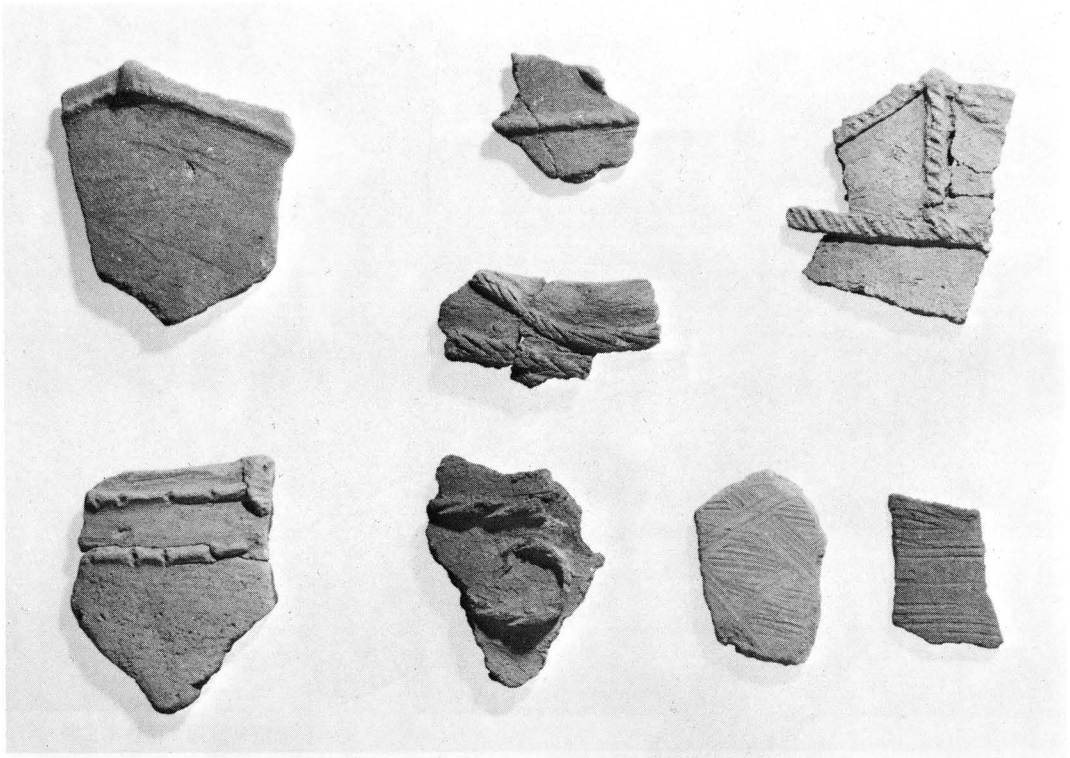

No. 9.　S－Ⅰ区　SB－53出土
神之木台第1段階A類・釈迦堂X類・天神山式土器

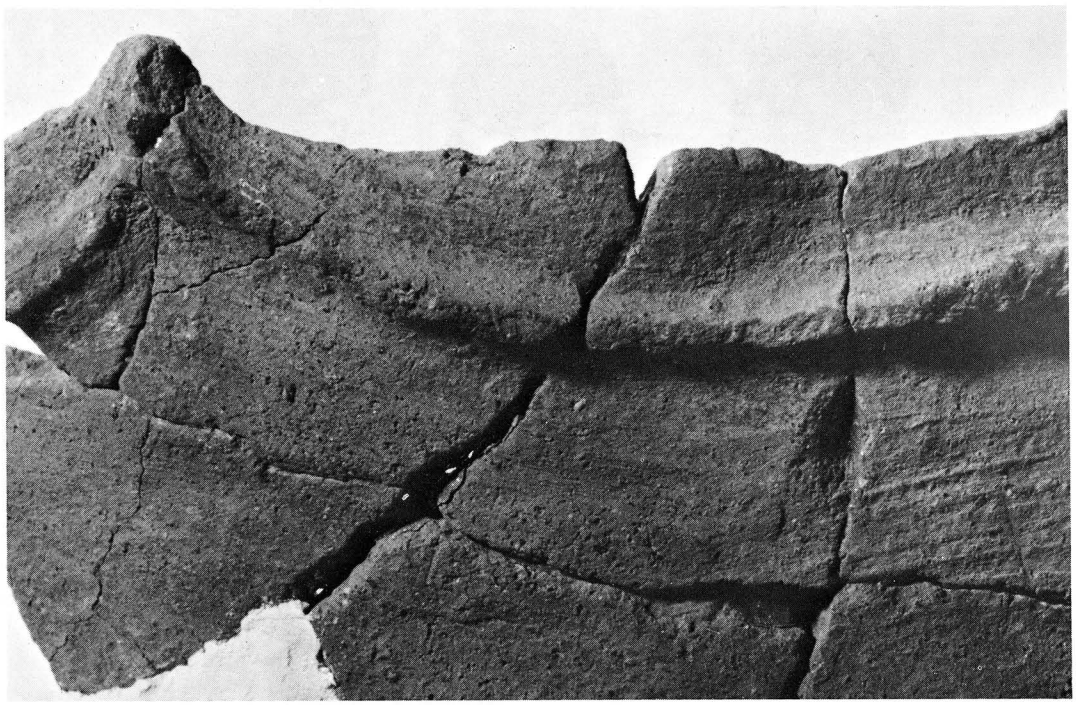

No.10.　S－Ⅰ区　SB－18出土
神之木台第2段階B類部分

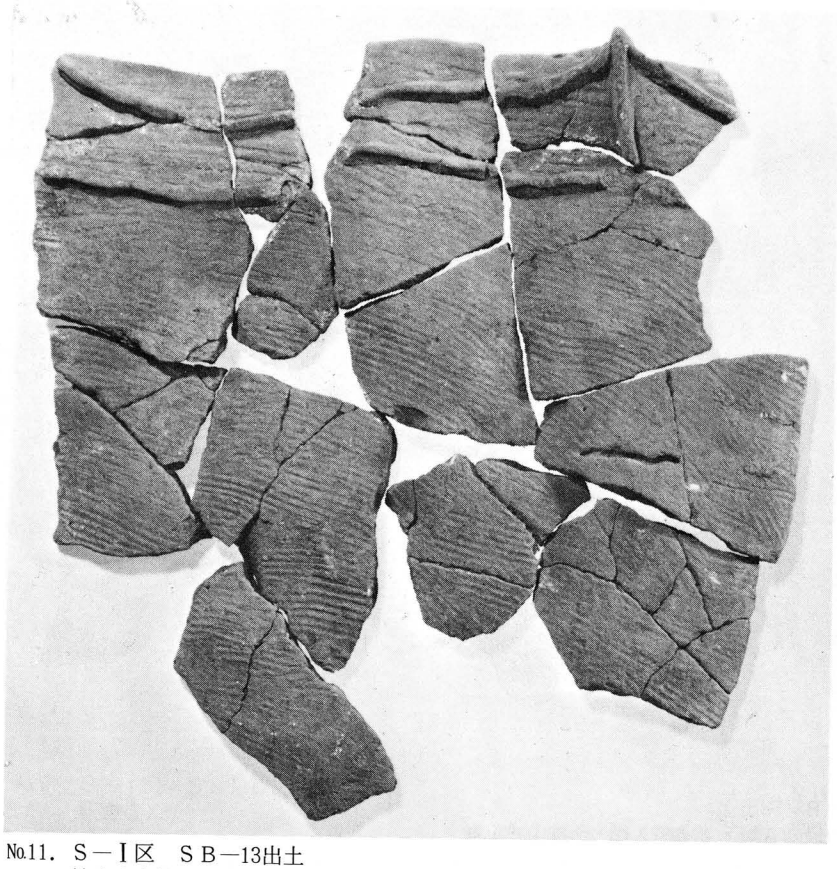

No.11. S－Ⅰ区　SB－13出土
神之木台第2段階B類

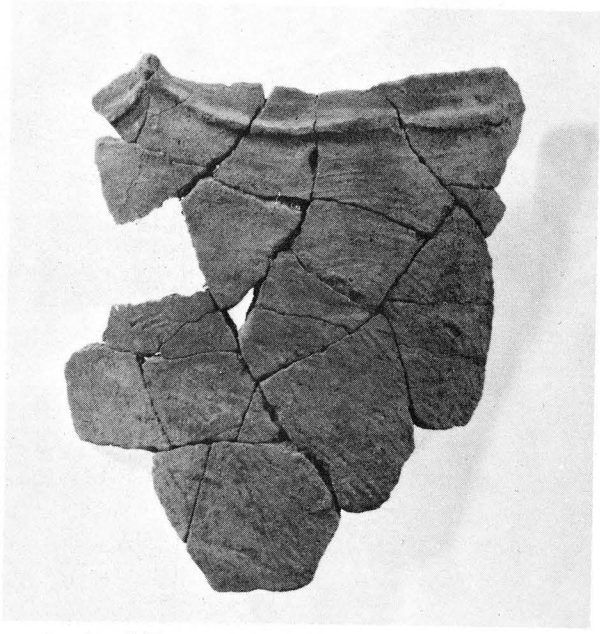

No.12. S－Ⅰ区　SB－18出土
神之木台第2段階B類

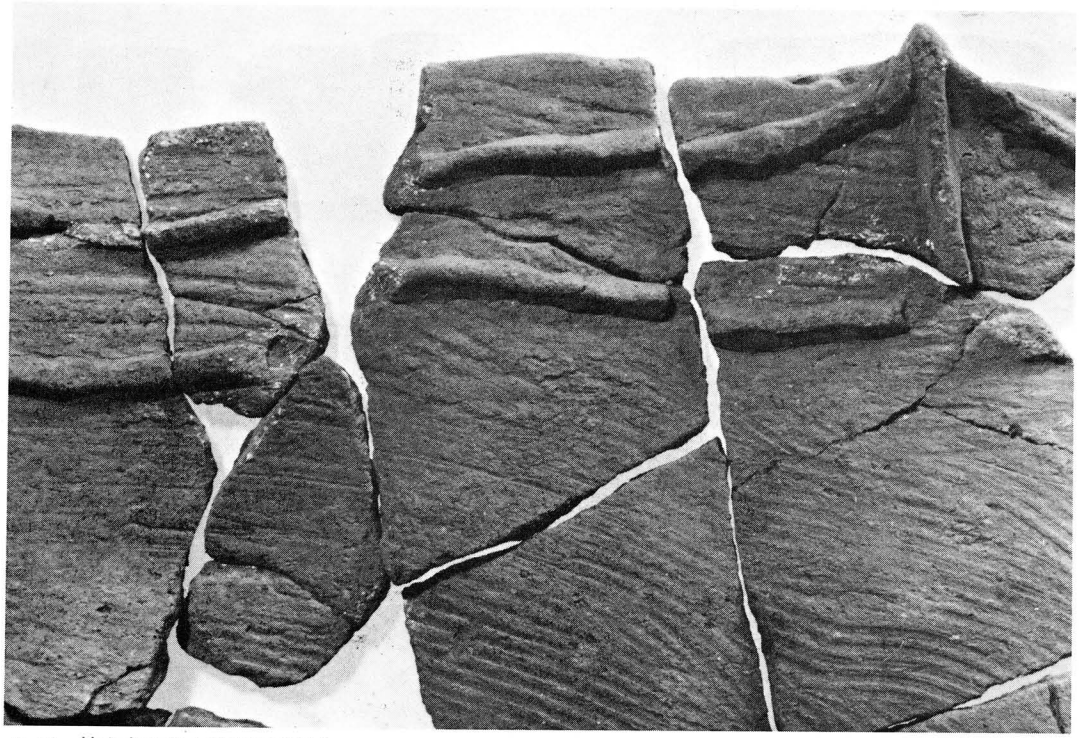

No.13. 神之木台第２段階Ｂ類部分

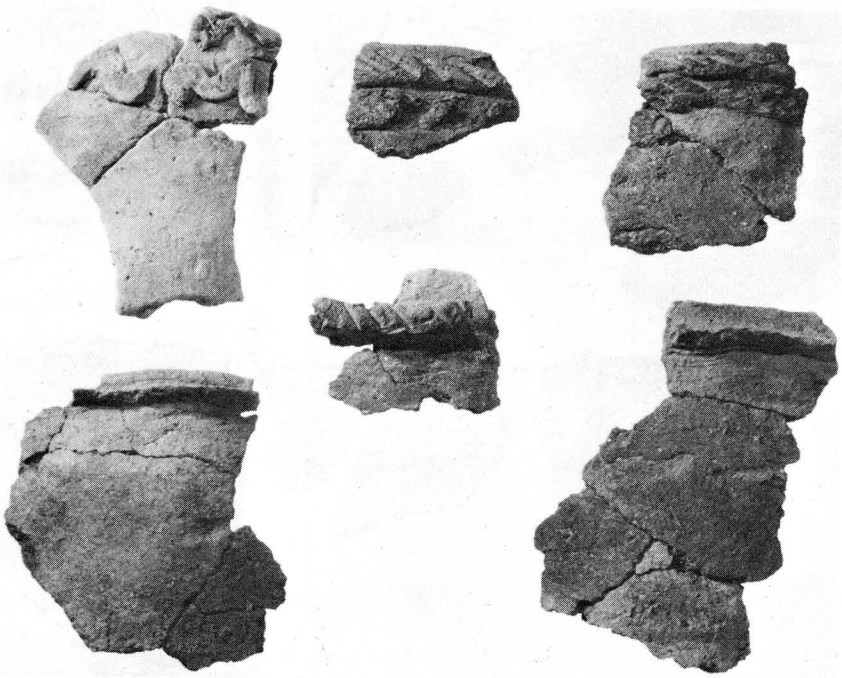

No.14. Ｓ－Ⅰ区　ＳＢ－22出土
下吉井第１段階Ｂ類・釈迦堂Ｘ類

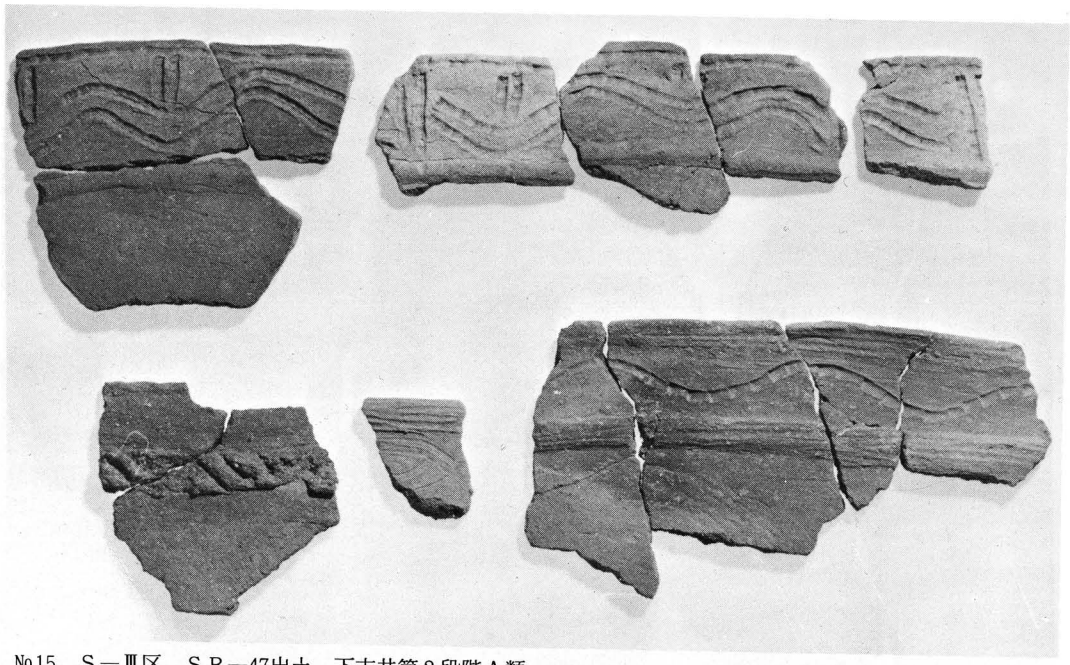

No.15. S－Ⅲ区　SB－47出土，下吉井第2段階A類

No.16. S－Ⅲ区　SB－47出土，下吉井第2段階A類

編　集　後　記

1982年11月3日に山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センターが開館した。1年半が経過したが、この間、職員は学芸員として、また文化財主事として、学芸活動や発掘調査および整理作業に従事した。

多忙ではあったが、各自の研究活動も怠りなく進められていた成果が、今回の研究紀要となったものである。まさに「よき学芸員・文化財主事は、よき研究者である。」ことの実践された結果である。

共通テーマ・個別テーマを掲げ、次号がさらに発展充実した内容の紀要になることを期待し結びとする。

（田　代　　孝）

昭和59年３月25日　印刷
昭和59年３月31日　発行

研　究　紀　要　1

発行所　山梨県立考古博物館
　　山梨県埋蔵文化財センター
印刷所　合資会社　ヨネヤ印刷